

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2025.7.24

(注) 「コロンブスの卵」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp
アドレス

電話番号 03-4587-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

本書は、以下の異なるファンドの「投資信託説明書(請求目論見書)」から構成されております。

ゴールドマン・サックス米国REITファンドAコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)／Bコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)
…「毎月分配型」

ゴールドマン・サックス米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)／Dコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)
…「年1回決算型」

この冊子の前半部分は毎月分配型の「投資信託説明書(請求目論見書)」、後半部分は年1回決算型の「投資信託説明書(請求目論見書)」です。

ゴールドマン・サックス米国REITファンド

愛称: コロンブスの卵

Aコース(毎月分配型、為替ヘッジあり) / Bコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 不動産投信

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2025.7.24

(注) 「コロンブスの卵」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うゴールドマン・サックス米国REITファンドAコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)およびゴールドマン・サックス米国REITファンドBコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)(以下両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月23日に関東財務局長に提出しており、2025年7月24日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-4587-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 堤 健朗
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	11
3	投資リスク	20
4	手数料等及び税金	25
5	運用状況	29
第2	管理及び運営	45
1	申込（販売）手続等	45
2	換金（解約）手続等	46
3	資産管理等の概要	47
4	受益者の権利等	49
第3	ファンドの経理状況	51
1	財務諸表	54
2	ファンドの現況	80
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	81
第三部	委託会社等の情報	82
第1	委託会社等の概況	82
1	委託会社等の概況	82
2	事業の内容及び営業の概況	83
3	委託会社等の経理状況	84
4	利害関係人との取引制限	113
5	その他	113

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）

ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）

（ファンドの愛称を「コロブスの卵」とします。）

（以下、両ファンドを総称して「本ファンド」、それぞれを「各コース」といい、必要に応じて以下の通り読み替えます。

正式名称	本書における表記
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）	Aコース
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	Bコース

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。AコースおよびBコースはいずれも、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

AコースおよびBコースの合計で2兆円を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「コロ卵A」「コロ卵B」）。

*本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより

日々変動します。

(5) 【申込手数料】

- ① 2.75% (税抜2.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。
- ② スイッチング (乗換え) については、販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金 (解約) されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- ③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2025年7月24日から2026年1月23日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社 (委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。) および登録金融機関 (委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) (以下「販売会社」と総称します。) において申込みを取扱います。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、米国REITマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、米国の金融商品取引所に上場されているREIT（不動産投資信託）に分散投資を行い、高水準の配当収益の獲得を図りつつ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- 追加型……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 海外……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 不動産投信・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	<Aコース> あり (フルヘッジ) <Bコース> なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 /絶対収益追求型 その他 ()

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- その他資産(投資信託証券(不動産投信))…目論見書または投資信託約款において、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- 年12回(毎月)…目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 北米……目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファミリーファンド…目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- <Aコース> 為替ヘッジあり(フルヘッジ)…目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- <Bコース> 為替ヘッジなし…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容

につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、Aコース、Bコース、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)(以下「Cコース」といいます。)およびゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)(以下「Dコース」といいます。)合わせて、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドを「コロンブスの卵」ということがあります。また、文脈上「本ファンド」および「コロンブスの卵」にマザーファンドを含むことがあります。

本ファンドはCコースおよびDコースとは別のファンドであり、決算頻度および分配方針が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

<ファンドのポイント>

- 1. 米国に上場されているREIT(リート、不動産投資信託)を主要投資対象とします。**
米国リートへの投資を通じて、米国の不動産に間接的に投資する効果が得られます。
- 2. 米国リートからの配当収益や売買益(評価益を含みます。)等の中から、原則として毎月分配を行うことをめざします。**
米国リートの配当は、主にリートが所有する物件からの賃料収入をもとにしているため、継続的な分配を期待できます。
- 3. 為替ヘッジありのAコース、為替ヘッジなしのBコースがあります。**
投資目的に応じて、為替ヘッジの有無を選択できます。
- 4. さまざまなセクターに分散されたMSCI米国REITインデックスを運用上の参考指標とします。**
米国リート市場全体に幅広く投資することで、さまざまな種類の不動産に投資するのと同様の効果が期待できます。

※本ファンドのAコースはMSCI米国REITインデックス(円ヘッジ・ベース)、BコースはMSCI米国REITインデックス(円ベース)を運用上の参考指標とします。

※為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、リートの運用を行います。

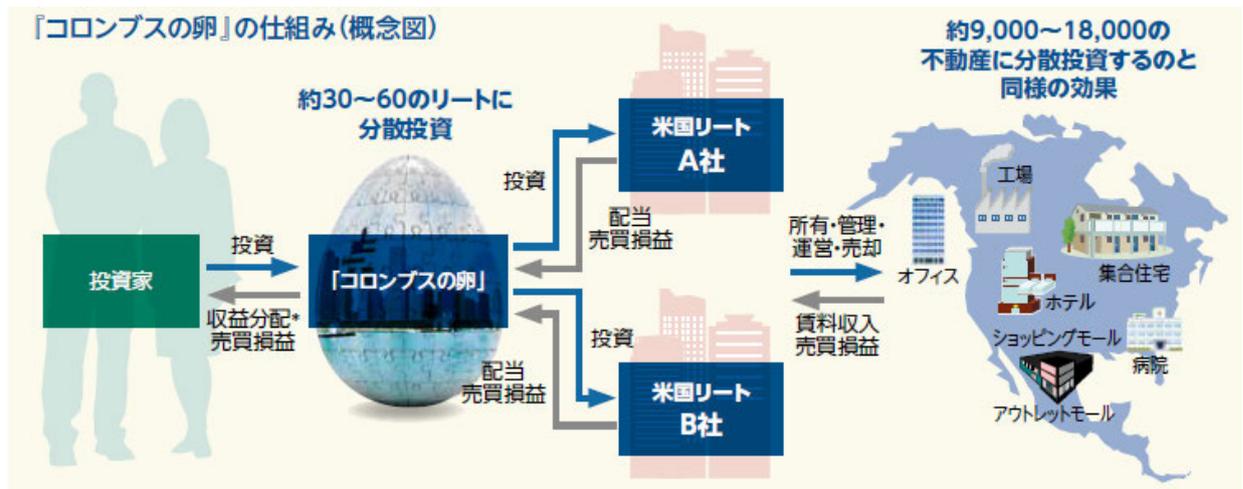
<コロプスの卵とは>

「コロプスの卵」とは、米国リートへの投資を通じて、米国の不動産市場*に分散投資するファンドです。米国に上場されている、約150銘柄の米国リートから、割安かつ長期的な成長を見込める30～60銘柄程度に選別投資しています。

このため、1つのリートにつき、300の物件を所有していると仮定すると、約9,000～18,000の不動産物件に投資するのとはほぼ同様の効果を得ることが可能です。

*米国外の不動産物件も一部含まれます。

- 米国リートは、複数の不動産を所有・管理する不動産の専門会社
- 米国リートは、所有物件からの賃料収入が主な収益源で、その多くを配当
- AコースおよびBコースは、米国リートからの配当収益や売買益（評価益を含みます。）等の中から原則として毎月分配をめざす

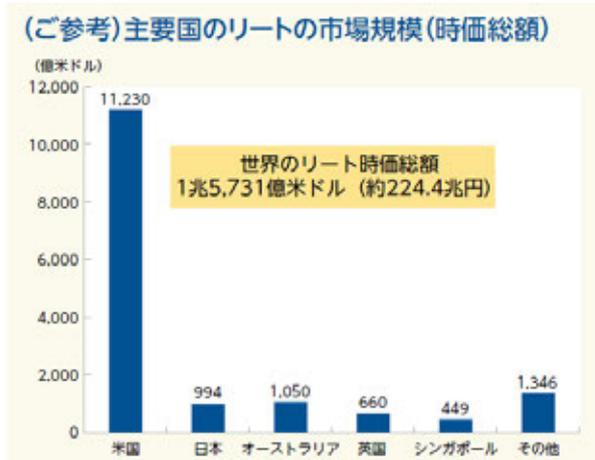


*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

上記は概念図であり、実際の仕組みと異なる場合があります。

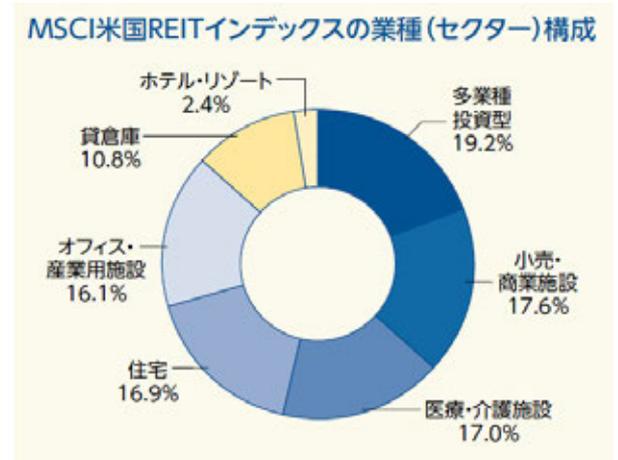
<米国リート市場>

米国リートの市場規模は世界最大であり、世界市場の約7割を占めています。また、米国リート市場は、所有されている物件の種類および地域が多様であることが特徴的です。



2025年4月末現在(1米ドル=142.640円で換算)
出所:S&Pグローバル・リート・インデックス

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。



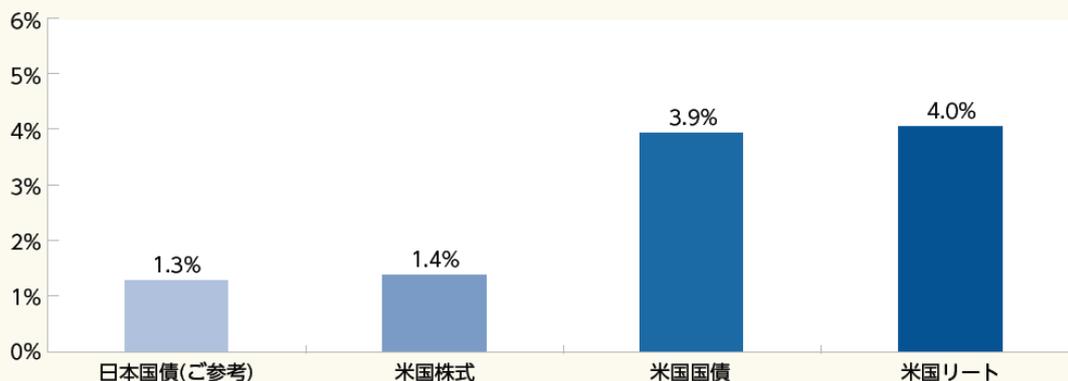
2025年4月末現在
出所:MSCI、ブルームバーグ
MSCI米国REITインデックスの業種構成は、当該インデックスの構成銘柄に基づきブルームバーグのデータを用いて委託会社が作成。上記の値は四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

<米国リートの配当利回り>

主に賃料収入を収益源とした米国リートの配当利回りは、相対的に高い水準です。

各資産の利回り水準



2025年4月末現在

出所:ブルームバーグ

日本国債:NOMURA-BPI国債

米国株式:S&P500種株価指数

米国リート:MSCI米国REITインデックス

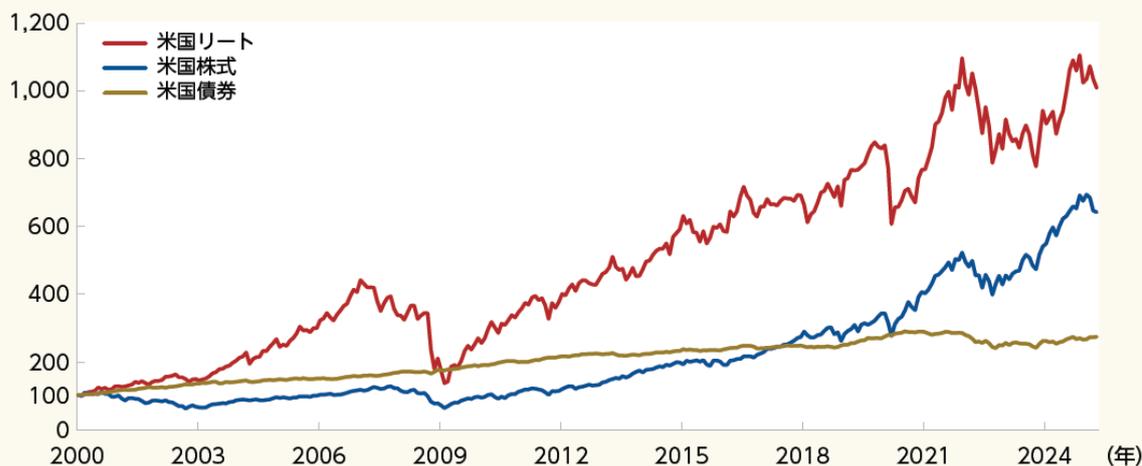
米国国債:ブルームバーグUSTレジャリー・インデックス

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックス配当利回りおよび利回りのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

<米国リートの値動き>

米国リートは値動きの幅が大きいものの、米国株式や米国債券と比較して配当収益が大きく、中長期的には高いリターンを実現してきました。

各資産の値動きの推移(配当・利息含む、米ドルベース)



期間:2000年1月末~2025年4月末(2000年1月末を100として指数化)

出所:ブルームバーグ

米国リート:MSCI米国REITインデックス(配当込み)

米国株式:S&P500種株価指数(配当込み)

米国債券:ブルームバーグUSアグリゲート・インデックス

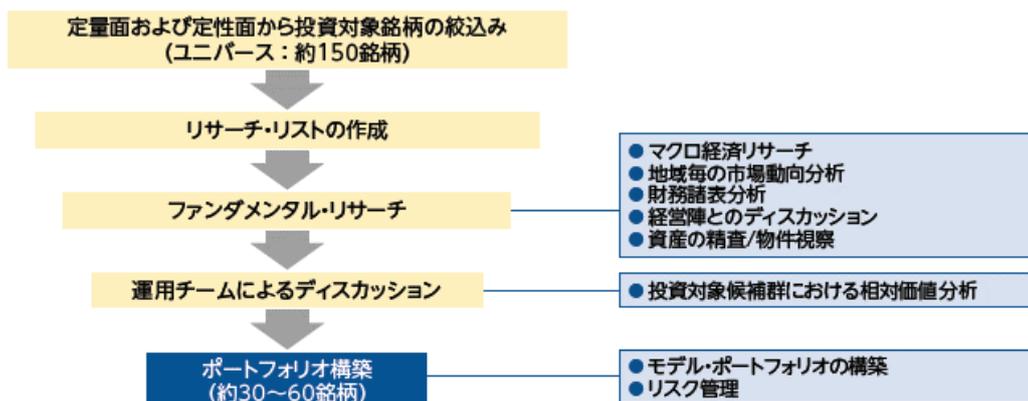
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

実際にはインデックスに直接投資することはできず、また、信託報酬等の諸費用も反映されていないデータであることにご留意ください。

＜ファンドの運用＞

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループに属する米国不動産証券チームが行います。米国不動産証券チームは、ファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームやグローバル債券・通貨運用グループ、ゴールドマン・サックスの不動産投資の担当チームと情報共有を図っており、必要に応じてそれらのリサーチ情報を活用することが可能です。

流動性、財務状況などの定量面、保有不動産や経営陣の質などの定性面から投資対象銘柄の絞込みを行った後、ボトムアップ・アプローチにより銘柄選択を行います。ポートフォリオの構築に際しては、セクターの分散に留意しつつ、割安かつ長期的な成長が期待される銘柄を選択します。



本運用プロセスおよび本運用プロセスにて用いられるリスク管理モデルがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

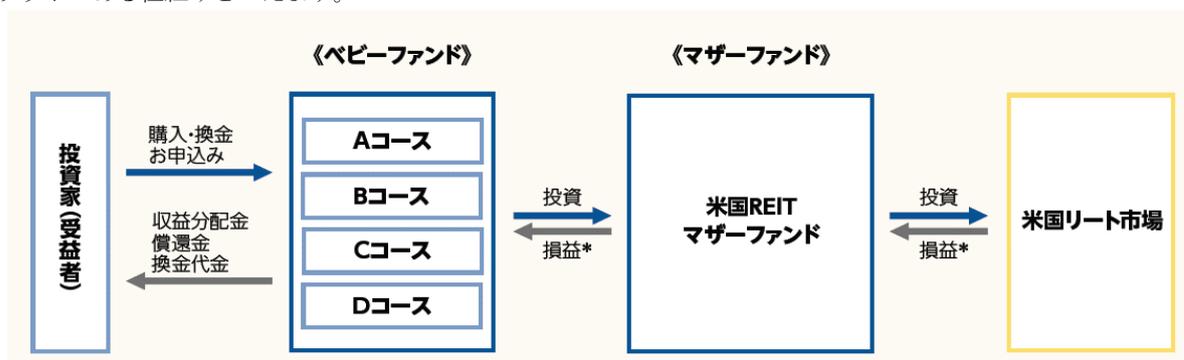
(2) 【ファンドの沿革】

2003年10月27日 本ファンドおよびマザーファンドの信託設定日および運用開始日

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし（本ファンドとは別に、CコースおよびDコースがあります。）、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。

本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンドの関係法人」の図に示すとおりです。ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社はリートの運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社よりリートの運用の指図に関する権限の委託を受けています。

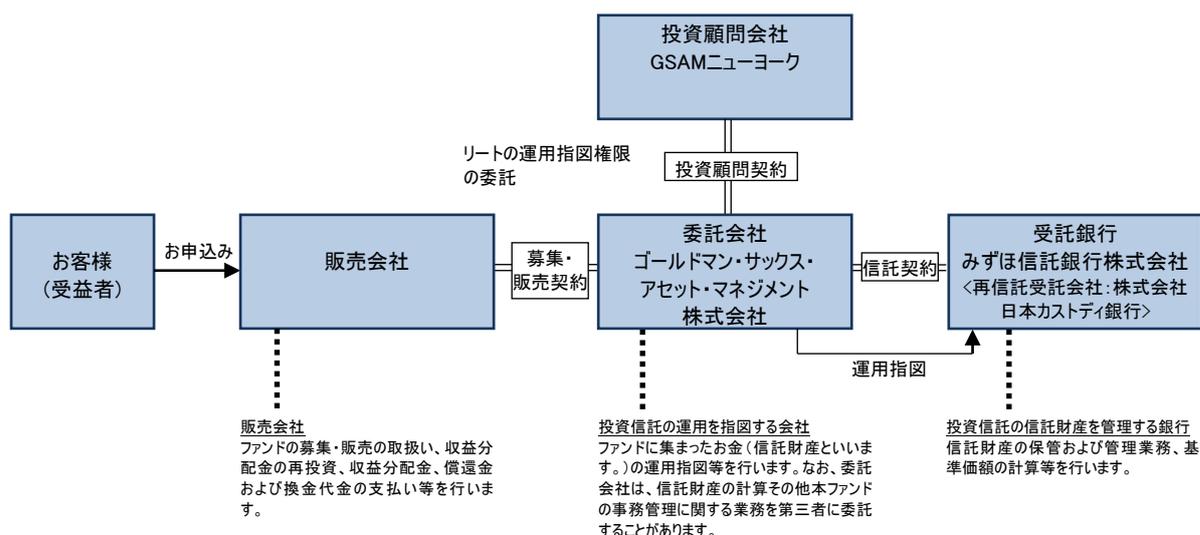
c. 受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンドの関係法人



<ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2024年12月末現在、グループ全体で2兆8,196億米ドル（約446兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ 本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率を高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ Aコースでは、実質外貨建資産*については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とし、MSCI米国REITインデックス（円ヘッジ・ベース）を運用上の参考指標とします。また、Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わず、MSCI米国REITインデックス（円ベース）を運用上の参考指標とします。

* 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ 米国のニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所または米国店頭市場（NASDAQ）において取引されているREIT（不動産投資信託）に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長をめざします。外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
- ・ MSCI米国REITインデックスを委託会社が円換算した指数を運用上の参考指標とします。
- ・ 高水準のインカムを享受しつつ、魅力的なトータル・リターンを追求できる、割安かつ長期的な成長を見込めるREITに投資します。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	リートの運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券および3. の証券または証書のうち1. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、4. の証券および5. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債につき貸付の指図をすること。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みま

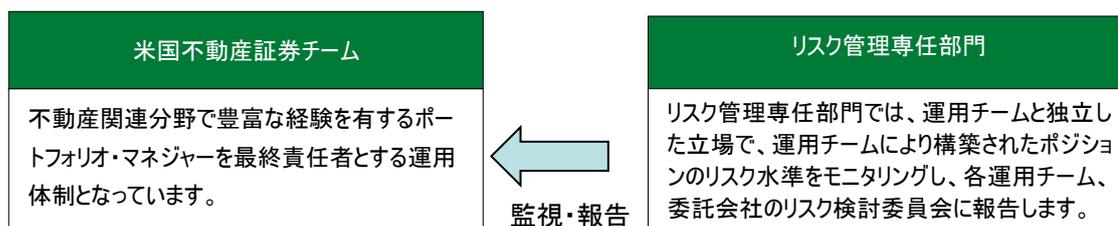
す。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループに属する米国不動産証券チームが行います。米国不動産証券チームは、ファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームやグローバル債券・通貨運用グループ、ゴールドマン・サックスの不動産投資の担当チームと情報共有を図っており、必要に応じてそれらのリサーチ情報を活用することが可能です。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(4) 【分配方針】

2004年2月23日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（毎月23日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、リートからの配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



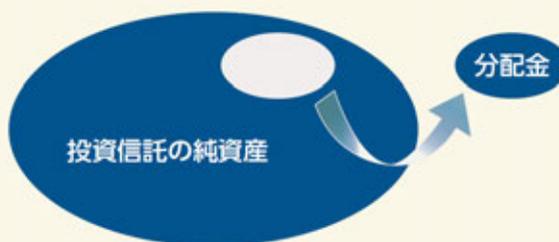
※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
 - ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
 - ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。
- ※ 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により、無手数料で全額自動的に再投資されます。
- ※ 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

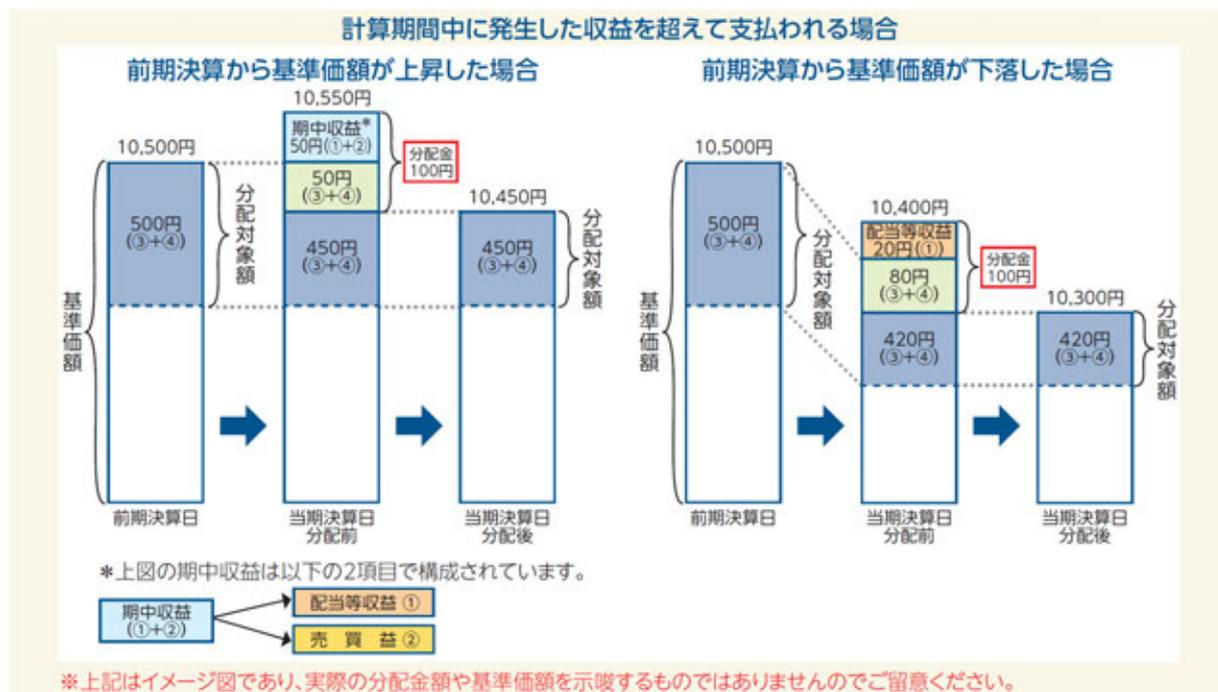
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。



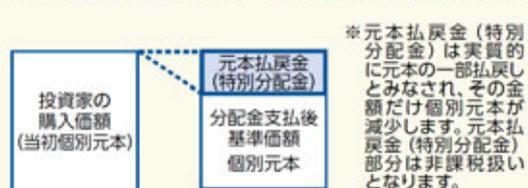
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり率が、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

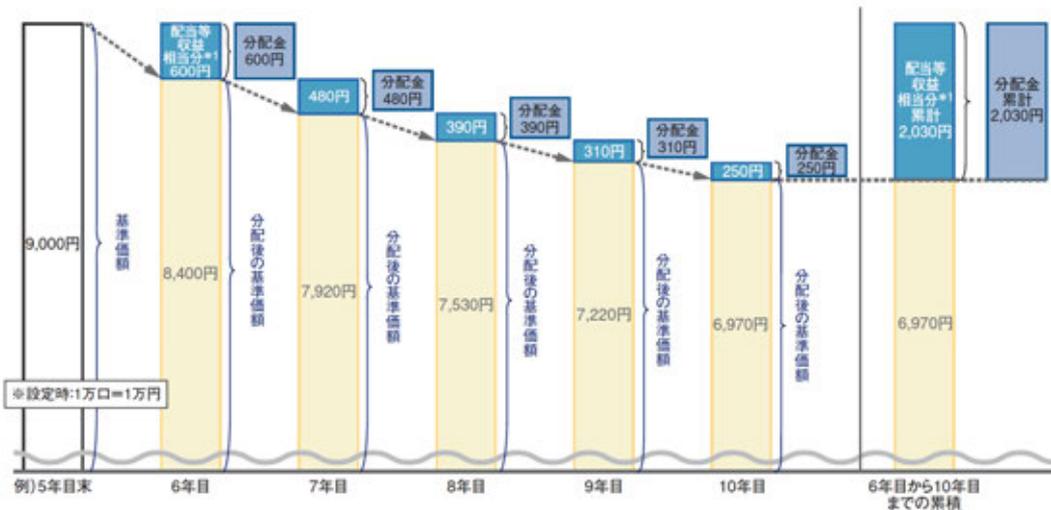
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

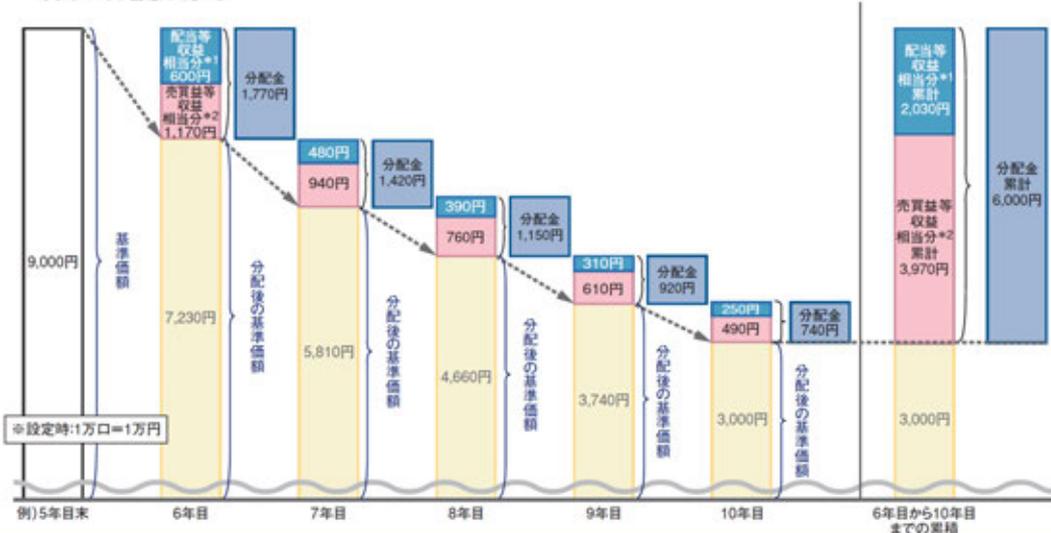
① 配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



② 配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



※1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

※2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
2. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
3. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
4. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
「実質投資割合」とは、投資対象である投資信託証券につき、本ファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産において有さない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

2. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

3. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5. 外国為替予約の運用指図（信託約款第32条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信

託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

6. 資金の借入れ（信託約款第39条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. リート投資リスク

本ファンドは、米国のリート（不動産投資信託）を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、リート投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、リート等の組入資産の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に米国のリート市場の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。リートへの投資リスクとして、主に以下のものが挙げられます。

イ. 価格変動リスク

一般にリーートの市場価格は、リートに組み入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられるリーートの市場価格は下落する可能性があります。

ロ. 収益性悪化リスク

リートは、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。また、管理コストの上昇、税制・環境・都市整備等に関する法令の変更によるコスト・税金の増大、組入不動産の滅失・破損等によっても、収益性が悪化する場合があります。このような場合、収益性の悪化がリーートの市場価格の下落をもたらすこともあります。また、収益性の悪化により、本ファンドが受領するリートからの収益配当分配金が減少することもあります。

ハ. 信用リスク

リーートの資金繰りや収益性の悪化によりリートが清算され、投資した資金を回収できないこともあります。

ニ. 金利リスク

金利の上昇局面では、リートに対する投資価値が相対的に低下し、リーートの市場価格の低下につながる場合があります。また、借入れを行うリートにおいては、金利負担の増大により、収益性が悪化する可能性があります。

ホ. 流動性リスク

リートには、上場企業が発行する株式等に比べて純資産総額が小さく、売買の少ない流動性の低いものが少なくありません。その結果、こうしたリートへの投資はボラティリティ（市場価格のブレ幅を計る指標）が比較的高く、また流動性等の高い株式等に比べ市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があります。

ヘ. マネジメント・リスク、集中投資リスク

リーートの運営・管理および収益性は、リーートのマネジメント能力および資金繰りの状況に依存します。リートによっては、地域的、業種別に分散していない場合があります、よりリスクが高い場合があります。

ト. 追加口数の発行による収益性の希薄化リスク

リートは、追加的に投資口数を発行する場合があります、その場合、投資口数の増大により収益性が希薄化し、1口当たりのリーートの収益性が低下することがあります。

2. 日本以外の国への投資に伴うリスク

本ファンドは、米国のリートを主要な投資対象としますので、これに伴い以下のようなリスクがあります。

イ. 為替変動リスク

本ファンドの主要な投資対象である米国のリートは、原則として米ドル建てとなり、したがって本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。（ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が低下します。）

ロ. カントリー・リスク

一般に、特定の国への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等さまざまな要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。とりわけ、本ファンドは米国のリートを主要な投資対象としますので、米国におけるそれらの要因が米国リート市場に悪影響を及ぼし、結果として本ファンドの資産価値に大きな損失を与える可能性があります。

3. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

4. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはMSCI米国REITインデックス（円ヘッジ・ベース）、BコースについてはMSCI米国REITインデックス（円ベース）を運用上の参考指標として運用を行いますが、実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドはCコースおよびDコースとは別のファンドであり、決算頻度および分配方針が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、Aコース、Bコースについて、受益権の総口数がそれぞれ50億口を下回ることとなった場合等には、当該コースについて、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国国内歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファン

ドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) について>

外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) (以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する (i) 2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii) 2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および (iii) 2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い (またはその一部) は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定 (以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約 (以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」 (すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人) および (一定の場合) 特定米国人により所有される非米国人 (以下「米国所有外国事業体」といいます。) に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報 (まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売 (お買付代金の預り等を含みます。) について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等 (ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。) に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の

適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

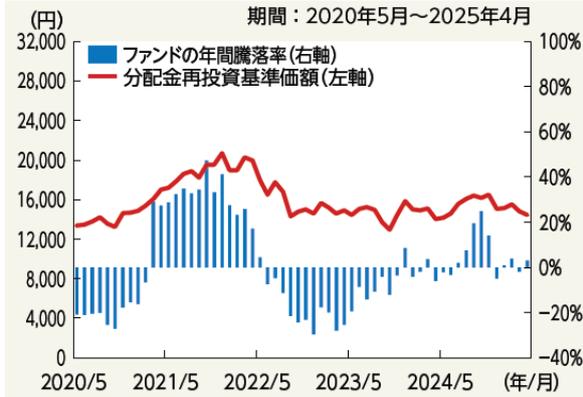
(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

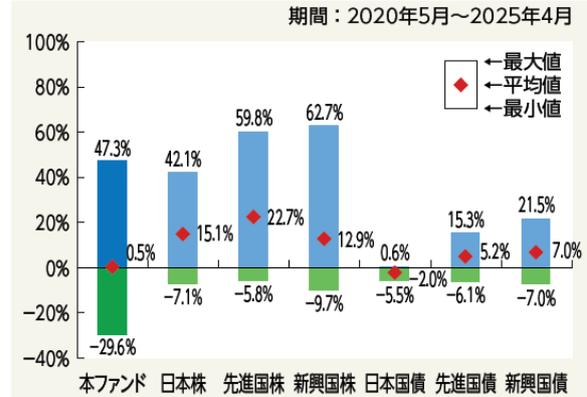
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

Aコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**

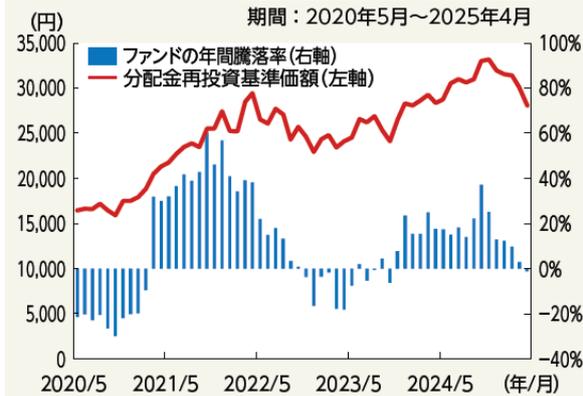


**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**

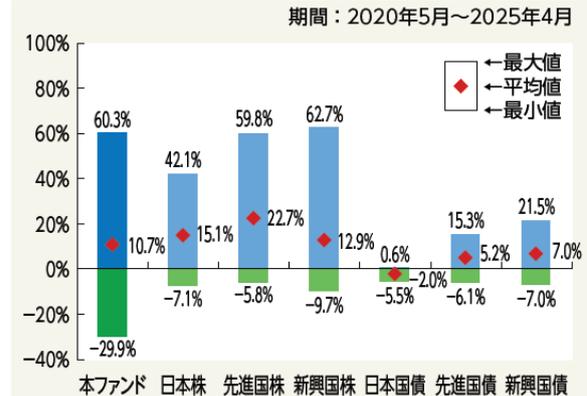


Bコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



● 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

● グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
● すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
● 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関するその他のすべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 2.75% (税抜2.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) スイッチング (乗換え) については、販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金 (解約) されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、下記「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金 (解約) 手数料】

換金 (解約) 請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.573% (税抜1.43%) を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.825% (税抜0.75%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.66% (税抜0.6%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.088% (税抜0.08%)

「販売会社の取扱いにかかる純資産総額」とは、AコースおよびBコースの信託財産の純資産総額の合計額のうち、当該販売会社の取扱いに係る金額をいいます。

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります (ただし、これらに限定されるものではありません。)。

(a) 株式等の売買委託手数料

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用 (監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関

連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

本ファンドは上場リートを実質的な投資対象としております。当該上場リートは市場の需給により価格形成されるため、費用は表示していません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。)

金)」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
Aコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)	1.58%	1.57%	0.01%
Bコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)	1.58%	1.57%	0.01%

- AコースおよびBコースの対象期間は2024年10月24日～2025年4月23日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）>

(2025年4月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	5,056,975,698	97.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	110,835,339	2.14
合計(純資産総額)	—	5,167,811,037	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

(2025年4月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	51,483,165,473	99.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	402,736,108	0.78
合計(純資産総額)	—	51,885,901,581	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	56,667,587,994	98.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	637,790,908	1.11
合計(純資産総額)	—	57,305,378,902	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース (毎月分配型、為替ヘッジあり)>

(2025年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	米国REITマザーファンド	1,290,044,821	3.8367	4,949,595,373	3.9200	5,056,975,698	97.86

種類別及び業種別投資比率 (2025年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.86
合計	97.86

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース (毎月分配型、為替ヘッジなし)>

(2025年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	米国REITマザーファンド	13,133,460,580	3.8357	50,376,014,746	3.9200	51,483,165,473	99.22

種類別及び業種別投資比率 (2025年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.22
合計	99.22

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	371,287	14,284.59	5,303,683,855	14,698.96	5,457,535,361	9.52
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	251,723	21,000.80	5,286,385,847	21,596.50	5,436,336,676	9.49
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	40,916	113,056.49	4,625,819,421	121,419.74	4,968,010,102	8.67
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	167,537	21,227.24	3,556,349,331	22,792.66	3,818,614,867	6.66
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	155,581	21,549.09	3,352,630,425	22,354.97	3,478,009,521	6.07
6	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	144,086	20,220.70	2,913,520,226	20,163.67	2,905,303,290	5.07
7	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	576,069	4,700.53	2,707,831,287	4,599.30	2,649,518,875	4.62
8	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	79,950	29,432.15	2,353,100,456	29,537.65	2,361,535,325	4.12
9	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	219,499	9,736.10	2,137,065,377	9,857.28	2,163,665,254	3.78
10	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	50,080	42,296.24	2,118,195,795	41,771.58	2,091,920,942	3.65
11	アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	77,809	22,667.20	1,763,712,499	23,254.59	1,809,416,603	3.16
12	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	176,146	9,080.28	1,599,455,583	9,094.54	1,601,966,896	2.80
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	306,824	4,854.50	1,489,479,716	4,797.48	1,471,982,157	2.57
14	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	36,522	39,402.07	1,439,042,433	39,229.56	1,432,742,034	2.50
15	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	262,544	5,313.58	1,395,049,572	5,225.19	1,371,842,415	2.39
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	128,462	10,854.67	1,394,413,723	10,346.30	1,329,107,020	2.32
17	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	98,108	13,372.55	1,311,954,524	13,401.58	1,314,802,211	2.29
18	アメリカ	投資証券	UDR INC	217,879	5,922.35	1,290,357,395	5,879.58	1,281,038,492	2.24
19	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	71,483	16,133.22	1,153,251,051	16,110.40	1,151,620,438	2.01
20	アメリカ	投資証券	BXP INC	119,091	9,114.50	1,085,454,931	9,284.15	1,105,659,708	1.93
21	アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST INC	360,721	2,830.01	1,020,845,661	2,865.65	1,033,702,659	1.80
22	アメリカ	投資証券	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	79,781	12,239.63	976,490,280	12,456.34	993,779,333	1.73
23	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	193,453	4,620.45	893,841,666	4,758.98	920,640,235	1.61
24	アメリカ	投資証券	COUSINS PROPERTIES INC	219,888	3,855.09	847,688,646	3,903.56	858,347,453	1.50
25	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	63,979	11,837.58	757,356,985	12,584.65	805,153,572	1.41
26	アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	153,430	4,582.19	703,046,915	4,530.87	695,172,090	1.21
27	アメリカ	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	18,747	32,993.54	618,530,071	34,002.94	637,453,210	1.11
28	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	33,145	17,300.86	573,437,319	17,574.60	582,510,246	1.02
29	アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	18,252	31,503.69	575,005,402	31,555.01	575,942,190	1.01
30	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	182,106	1,970.31	358,806,620	2,000.25	364,258,819	0.64

種類別及び業種別投資比率 (2025年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.89
合計	98.89

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース (毎月分配型、為替ヘッジあり) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース (毎月分配型、為替ヘッジなし) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース (毎月分配型、為替ヘッジあり) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース (毎月分配型、為替ヘッジなし) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

＜ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）＞

2025年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第24特定期間末 (2015年10月23日)	48,713	49,216	0.3879	0.3919
第25特定期間末 (2016年4月25日)	41,841	42,296	0.3682	0.3722
第26特定期間末 (2016年10月24日)	42,225	42,692	0.3616	0.3656
第27特定期間末 (2017年4月24日)	38,842	39,122	0.3461	0.3486
第28特定期間末 (2017年10月23日)	30,622	30,862	0.3195	0.3220
第29特定期間末 (2018年4月23日)	21,077	21,152	0.2792	0.2802
第30特定期間末 (2018年10月23日)	19,022	19,086	0.2938	0.2948
第31特定期間末 (2019年4月23日)	15,886	15,938	0.3071	0.3081
第32特定期間末 (2019年10月23日)	16,090	16,137	0.3361	0.3371
第33特定期間末 (2020年4月23日)	10,552	10,576	0.2252	0.2257
第34特定期間末 (2020年10月23日)	10,843	10,865	0.2439	0.2444
第35特定期間末 (2021年4月23日)	11,973	11,993	0.2951	0.2956
第36特定期間末 (2021年10月25日)	11,651	11,668	0.3343	0.3348
第37特定期間末 (2022年4月25日)	11,080	11,096	0.3508	0.3513
第38特定期間末 (2022年10月24日)	7,226	7,241	0.2384	0.2389
第39特定期間末 (2023年4月24日)	7,383	7,398	0.2504	0.2509
第40特定期間末 (2023年10月23日)	6,140	6,154	0.2179	0.2184
第41特定期間末 (2024年4月23日)	5,902	5,915	0.2270	0.2275
第42特定期間末 (2024年10月23日)	6,467	6,479	0.2617	0.2622
第43特定期間末 (2025年4月23日)	5,083	5,094	0.2272	0.2277
2024年4月末日	5,970	—	0.2297	—
5月末日	5,984	—	0.2318	—
6月末日	6,096	—	0.2380	—
7月末日	6,410	—	0.2533	—
8月末日	6,556	—	0.2614	—
9月末日	6,634	—	0.2664	—
10月末日	6,443	—	0.2621	—
11月末日	6,202	—	0.2665	—
12月末日	5,582	—	0.2429	—
2025年1月末日	5,561	—	0.2441	—
2月末日	5,627	—	0.2491	—
3月末日	5,349	—	0.2379	—
4月末日	5,167	—	0.2310	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

2025年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第24特定期間末 (2015年10月23日)	218,070	221,942	0.4224	0.4299
第25特定期間末 (2016年4月25日)	271,875	277,678	0.3514	0.3589
第26特定期間末 (2016年10月24日)	319,881	327,815	0.3023	0.3098
第27特定期間末 (2017年4月24日)	301,851	306,493	0.2926	0.2971
第28特定期間末 (2017年10月23日)	245,250	249,364	0.2682	0.2727
第29特定期間末 (2018年4月23日)	151,934	153,346	0.2152	0.2172
第30特定期間末 (2018年10月23日)	135,971	137,140	0.2326	0.2346
第31特定期間末 (2019年4月23日)	122,577	123,609	0.2374	0.2394
第32特定期間末 (2019年10月23日)	121,935	122,919	0.2476	0.2496
第33特定期間末 (2020年4月23日)	75,179	75,650	0.1597	0.1607
第34特定期間末 (2020年10月23日)	74,144	74,596	0.1642	0.1652
第35特定期間末 (2021年4月23日)	82,174	82,583	0.2008	0.2018
第36特定期間末 (2021年10月25日)	85,387	85,750	0.2352	0.2362
第37特定期間末 (2022年4月25日)	90,042	90,370	0.2742	0.2752
第38特定期間末 (2022年10月24日)	67,698	68,009	0.2175	0.2185
第39特定期間末 (2023年4月24日)	62,579	62,881	0.2075	0.2085
第40特定期間末 (2023年10月23日)	58,607	58,893	0.2047	0.2057
第41特定期間末 (2024年4月23日)	60,009	60,275	0.2257	0.2267
第42特定期間末 (2024年10月23日)	64,824	65,075	0.2586	0.2596
第43特定期間末 (2025年4月23日)	50,828	51,066	0.2134	0.2144
2024年4月末日	61,486	—	0.2315	—
5月末日	61,516	—	0.2340	—
6月末日	64,299	—	0.2473	—
7月末日	64,056	—	0.2499	—
8月末日	62,575	—	0.2460	—
9月末日	62,666	—	0.2480	—
10月末日	65,783	—	0.2631	—
11月末日	65,117	—	0.2636	—
12月末日	61,674	—	0.2526	—
2025年1月末日	60,152	—	0.2485	—
2月末日	59,260	—	0.2463	—
3月末日	56,193	—	0.2350	—
4月末日	51,885	—	0.2180	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第24特定期間	2015年4月24日～2015年10月23日	0.0315
第25特定期間	2015年10月24日～2016年4月25日	0.0240
第26特定期間	2016年4月26日～2016年10月24日	0.0240
第27特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	0.0180
第28特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	0.0150
第29特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	0.0090
第30特定期間	2018年4月24日～2018年10月23日	0.0060
第31特定期間	2018年10月24日～2019年4月23日	0.0060
第32特定期間	2019年4月24日～2019年10月23日	0.0060
第33特定期間	2019年10月24日～2020年4月23日	0.0055
第34特定期間	2020年4月24日～2020年10月23日	0.0030
第35特定期間	2020年10月24日～2021年4月23日	0.0030
第36特定期間	2021年4月24日～2021年10月25日	0.0030
第37特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0030
第38特定期間	2022年4月26日～2022年10月24日	0.0030
第39特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	0.0030
第40特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	0.0030
第41特定期間	2023年10月24日～2024年4月23日	0.0030
第42特定期間	2024年4月24日～2024年10月23日	0.0030
第43特定期間	2024年10月24日～2025年4月23日	0.0030

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第24特定期間	2015年4月24日～2015年10月23日	0.0450
第25特定期間	2015年10月24日～2016年4月25日	0.0450
第26特定期間	2016年4月26日～2016年10月24日	0.0450
第27特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	0.0330
第28特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	0.0270
第29特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	0.0170
第30特定期間	2018年4月24日～2018年10月23日	0.0120
第31特定期間	2018年10月24日～2019年4月23日	0.0120
第32特定期間	2019年4月24日～2019年10月23日	0.0120
第33特定期間	2019年10月24日～2020年4月23日	0.0110
第34特定期間	2020年4月24日～2020年10月23日	0.0060
第35特定期間	2020年10月24日～2021年4月23日	0.0060
第36特定期間	2021年4月24日～2021年10月25日	0.0060
第37特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0060
第38特定期間	2022年4月26日～2022年10月24日	0.0060
第39特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	0.0060
第40特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	0.0060
第41特定期間	2023年10月24日～2024年4月23日	0.0060
第42特定期間	2024年4月24日～2024年10月23日	0.0060
第43特定期間	2024年10月24日～2025年4月23日	0.0060

③【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）>

期	期間	収益率 (%)
第24特定期間	2015年4月24日～2015年10月23日	△1.3
第25特定期間	2015年10月24日～2016年4月25日	1.1
第26特定期間	2016年4月26日～2016年10月24日	4.7
第27特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	0.7
第28特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	△3.4
第29特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	△9.8
第30特定期間	2018年4月24日～2018年10月23日	7.4
第31特定期間	2018年10月24日～2019年4月23日	6.6
第32特定期間	2019年4月24日～2019年10月23日	11.4
第33特定期間	2019年10月24日～2020年4月23日	△31.4
第34特定期間	2020年4月24日～2020年10月23日	9.6
第35特定期間	2020年10月24日～2021年4月23日	22.2
第36特定期間	2021年4月24日～2021年10月25日	14.3
第37特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	5.8
第38特定期間	2022年4月26日～2022年10月24日	△31.2
第39特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	6.3
第40特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	△11.8
第41特定期間	2023年10月24日～2024年4月23日	5.6
第42特定期間	2024年4月24日～2024年10月23日	16.6
第43特定期間	2024年10月24日～2025年4月23日	△12.0

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

期	期間	収益率 (%)
第24特定期間	2015年4月24日～2015年10月23日	△0.6
第25特定期間	2015年10月24日～2016年4月25日	△6.2
第26特定期間	2016年4月26日～2016年10月24日	△1.2
第27特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	7.7
第28特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	0.9
第29特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	△13.4
第30特定期間	2018年4月24日～2018年10月23日	13.7
第31特定期間	2018年10月24日～2019年4月23日	7.2
第32特定期間	2019年4月24日～2019年10月23日	9.4
第33特定期間	2019年10月24日～2020年4月23日	△31.1
第34特定期間	2020年4月24日～2020年10月23日	6.6
第35特定期間	2020年10月24日～2021年4月23日	25.9
第36特定期間	2021年4月24日～2021年10月25日	20.1
第37特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	19.1
第38特定期間	2022年4月26日～2022年10月24日	△18.5
第39特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	△1.8
第40特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	1.5
第41特定期間	2023年10月24日～2024年4月23日	13.2
第42特定期間	2024年4月24日～2024年10月23日	17.2
第43特定期間	2024年10月24日～2025年4月23日	△15.2

(4) 【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）>

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第24特定期間	2015年4月24日～2015年10月23日	9,010,431,287	23,038,761,428	125,572,669,916
第25特定期間	2015年10月24日～2016年4月25日	9,472,732,713	21,403,945,332	113,641,457,297
第26特定期間	2016年4月26日～2016年10月24日	19,466,212,865	16,348,155,524	116,759,514,638
第27特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	17,813,340,864	22,344,084,696	112,228,770,806
第28特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	2,783,346,608	19,155,568,993	95,856,548,421
第29特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	2,008,568,223	22,374,415,747	75,490,700,897
第30特定期間	2018年4月24日～2018年10月23日	748,356,692	11,489,010,088	64,750,047,501
第31特定期間	2018年10月24日～2019年4月23日	937,176,706	13,956,504,820	51,730,719,387
第32特定期間	2019年4月24日～2019年10月23日	1,948,646,406	5,806,877,757	47,872,488,036
第33特定期間	2019年10月24日～2020年4月23日	2,188,237,806	3,191,745,139	46,868,980,703
第34特定期間	2020年4月24日～2020年10月23日	592,918,035	3,006,109,716	44,455,789,022
第35特定期間	2020年10月24日～2021年4月23日	757,872,417	4,644,160,771	40,569,500,668
第36特定期間	2021年4月24日～2021年10月25日	452,506,256	6,170,306,452	34,851,700,472
第37特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	296,347,777	3,565,744,187	31,582,304,062
第38特定期間	2022年4月26日～2022年10月24日	371,281,103	1,647,271,303	30,306,313,862
第39特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	544,416,259	1,357,668,326	29,493,061,795
第40特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	381,930,686	1,695,604,186	28,179,388,295
第41特定期間	2023年10月24日～2024年4月23日	314,516,509	2,487,454,136	26,006,450,668
第42特定期間	2024年4月24日～2024年10月23日	229,001,319	1,518,306,525	24,717,145,462
第43特定期間	2024年10月24日～2025年4月23日	171,479,748	2,514,722,883	22,373,902,327

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第24特定期間	2015年4月24日～2015年10月23日	237,419,707,358	23,030,920,079	516,291,472,795
第25特定期間	2015年10月24日～2016年4月25日	282,929,411,165	25,426,940,397	773,793,943,563
第26特定期間	2016年4月26日～2016年10月24日	340,034,176,330	55,841,927,478	1,057,986,192,415
第27特定期間	2016年10月25日～2017年4月24日	200,476,716,247	226,880,889,522	1,031,582,019,140
第28特定期間	2017年4月25日～2017年10月23日	60,746,235,701	177,952,846,699	914,375,408,142
第29特定期間	2017年10月24日～2018年4月23日	37,603,054,356	245,962,502,970	706,015,959,528
第30特定期間	2018年4月24日～2018年10月23日	12,712,707,090	134,144,475,775	584,584,190,843
第31特定期間	2018年10月24日～2019年4月23日	14,260,261,283	82,612,660,190	516,231,791,936
第32特定期間	2019年4月24日～2019年10月23日	14,441,859,219	38,236,090,633	492,437,560,522
第33特定期間	2019年10月24日～2020年4月23日	18,207,877,004	39,791,143,673	470,854,293,853
第34特定期間	2020年4月24日～2020年10月23日	8,264,017,896	27,576,489,756	451,541,821,993
第35特定期間	2020年10月24日～2021年4月23日	9,130,464,093	51,339,844,830	409,332,441,256
第36特定期間	2021年4月24日～2021年10月25日	5,521,930,920	51,807,830,785	363,046,541,391
第37特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	5,036,541,085	39,751,642,768	328,331,439,708
第38特定期間	2022年4月26日～2022年10月24日	4,864,273,603	21,977,813,006	311,217,900,305
第39特定期間	2022年10月25日～2023年4月24日	4,078,179,841	13,735,917,779	301,560,162,367
第40特定期間	2023年4月25日～2023年10月23日	3,028,935,523	18,257,852,706	286,331,245,184
第41特定期間	2023年10月24日～2024年4月23日	2,742,831,496	23,143,660,042	265,930,416,638
第42特定期間	2024年4月24日～2024年10月23日	2,001,791,185	17,229,305,953	250,702,901,870
第43特定期間	2024年10月24日～2025年4月23日	1,890,126,434	14,433,492,433	238,159,535,871

(参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

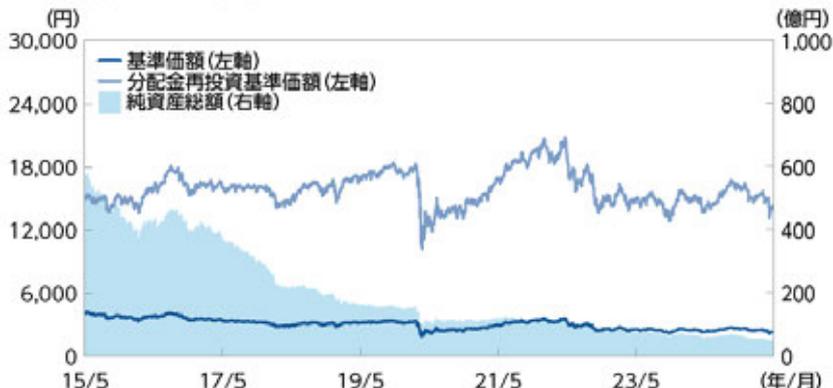
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年4月30日現在

Aコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移

2015年5月1日～2025年4月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	2,310円
純資産総額	51.7億円

**期間別騰落率
(分配金再投資)**

期間	ファンド
1ヵ月	-2.69%
3ヵ月	-4.77%
6ヵ月	-10.77%
1年	3.03%
3年	-27.56%
5年	7.96%
設定来	44.36%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	24/5/23	24/6/24	24/7/23	24/8/23	24/9/24	24/10/23	24/11/25	24/12/23	25/1/23	25/2/25	25/3/24	25/4/23	直近1年累計	設定来累計
分配金	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	60円	10,930円

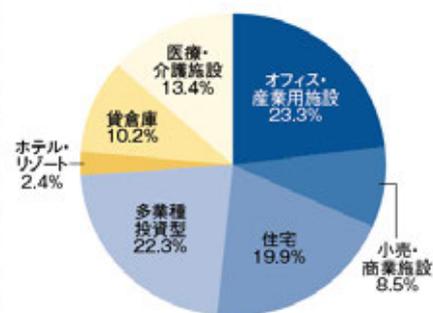
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

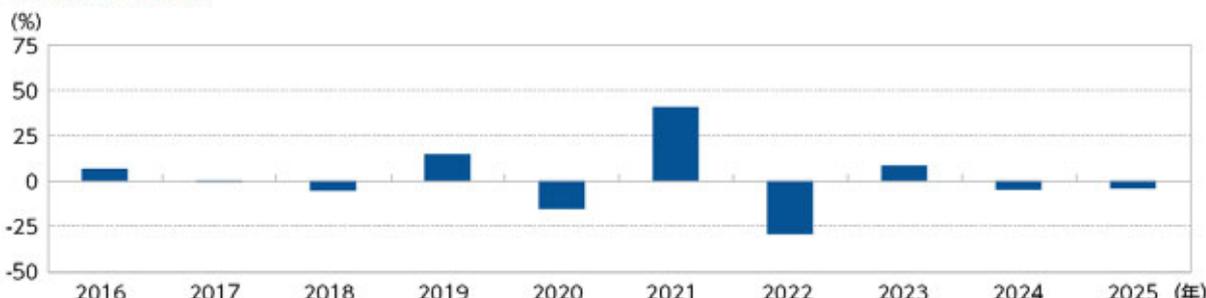
	銘柄名	業種	比率
1	プロジス	オフィス・産業用施設	9.3%
2	ウェルタワー	医療・介護施設	9.3%
3	エクイニクス	多業種投資型	8.5%
4	デジタル・リアルティ・トラスト	多業種投資型	6.5%
5	サイモン・プロパティ・グループ	小売・商業施設	5.9%
6	エクストラ・スペース・ストレージ	貸倉庫	5.0%
7	VICIプロパティーズ	多業種投資型	4.5%
8	アパロンベイ・コミュニティーズ	住宅	4.0%
9	ペンタス	医療・介護施設	3.7%
10	パブリック・ストレージ	貸倉庫	3.6%

業種別比率*



* 上記はマザーファンドに基づくデータであり、現金等を除いたデータです。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

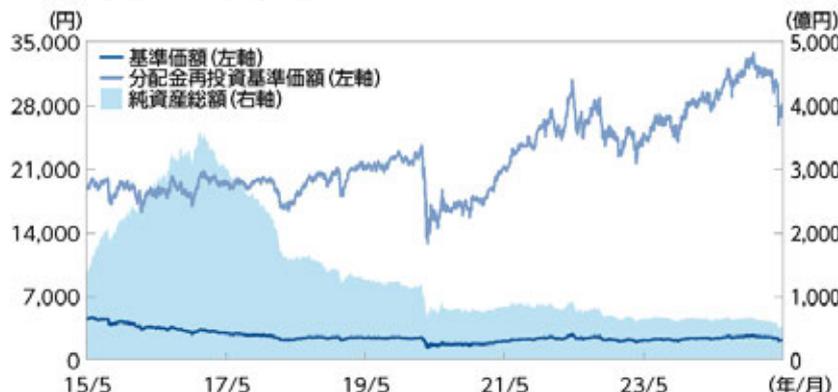
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年4月30日現在

Bコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移

2015年5月1日～2025年4月30日



基準価額・純資産総額

基準価額	2,180円
純資産総額	518.9億円

**期間別騰落率
(分配金再投資)**

期間	ファンド
1ヵ月	-6.80%
3ヵ月	-11.12%
6ヵ月	-15.06%
1年	-1.13%
3年	-4.81%
5年	70.76%
設定来	180.10%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	24/5/23	24/6/24	24/7/23	24/8/23	24/9/24	24/10/23	24/11/25	24/12/23	25/1/23	25/2/25	25/3/24	25/4/23	直近1年累計	設定来累計
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	120円	13,560円

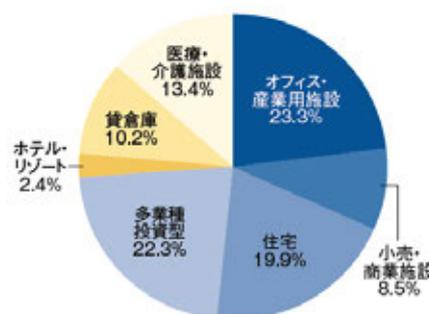
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

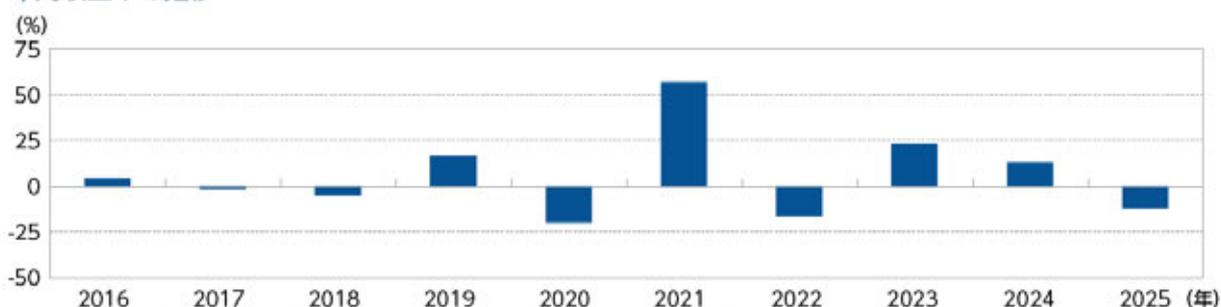
	銘柄名	業種	比率
1	プロロジス	オフィス・産業用施設	9.4%
2	ウェルタワ	医療・介護施設	9.4%
3	エクイニクス	多業種投資型	8.6%
4	デジタル・リアルティートラスト	多業種投資型	6.6%
5	サイモン・プロパティーズグループ	小売・商業施設	6.0%
6	エクストラ・スペース・ストレージ	貸倉庫	5.0%
7	VICIプロパティーズ	多業種投資型	4.6%
8	アパロンベイ・コミュニティーズ	住宅	4.1%
9	ペンタス	医療・介護施設	3.7%
10	パブリック・ストレージ	貸倉庫	3.6%

業種別比率*



*上記はマザーファンドに基づくデータであり、現金等を除いたデータです。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日（以下「ニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、「ニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「コロ卵A」「コロ卵B」）。

(4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等^{*}を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) スイッチングについては、販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様にスイッチングにより換金されるコースに対し、税金がかかることにつき、ご注意ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*¹受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分*²までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、1口単位とします。販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「コロ卵A」「コロ卵B」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（4587）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「コロ卵A」「コロ卵B」）。年2回（4月および10月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2003年10月27日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月24日から翌月23日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2003年10月27日から2004年2月23日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースについて、受益権の総口数が50億口を下回る事となった場合には、当該コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を

解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・ 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・ 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・ 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存に係る業務
 - ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ・ 委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - ・ 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金（解約）手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）及びゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) Aコース及びBコースの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) Aコース及びBコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年10月24日から2025年4月23日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)の2024年10月24日から2025年4月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)の2025年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (2024年10月23日現在)	当期 (2025年4月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		69,297,496	59,463,252
親投資信託受益証券		6,519,826,143	4,838,022,535
派生商品評価勘定		—	40,793,400
未収入金		—	166,651,160
未収利息		274	649
流動資産合計		6,589,123,913	5,104,930,996
資産合計		6,589,123,913	5,104,930,996
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		93,132,060	—
未払収益分配金		12,358,572	11,186,951
未払解約金		8,100,948	3,405,787
未払受託者報酬		457,867	372,410
未払委託者報酬		7,726,494	6,284,425
その他未払費用		41,431	44,678
流動負債合計		121,817,372	21,294,251
負債合計		121,817,372	21,294,251
純資産の部			
元本等			
元本		24,717,145,462	22,373,902,327
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△18,249,838,921	△17,290,265,582
(分配準備積立金)		79,364,630	63,827,827
元本等合計		6,467,306,541	5,083,636,745
純資産合計		6,467,306,541	5,083,636,745
負債純資産合計		6,589,123,913	5,104,930,996

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		47,523	109,492
有価証券売買等損益		1,066,072,078	△833,912,608
為替差損益		△53,807,060	157,259,412
営業収益合計		1,012,312,541	△676,543,704
営業費用			
受託者報酬		2,787,221	2,494,945
委託者報酬		47,034,183	42,102,021
その他費用		389,152	366,382
営業費用合計		50,210,556	44,963,348
営業利益又は営業損失 (△)		962,101,985	△721,507,052
経常利益又は経常損失 (△)		962,101,985	△721,507,052
当期純利益又は当期純損失 (△)		962,101,985	△721,507,052
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		1,582,774	△6,181,246
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△20,103,515,933	△18,249,838,921
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,141,065,742	1,872,527,160
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,141,065,742	1,872,527,160
剰余金減少額又は欠損金増加額		172,080,141	129,254,481
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		172,080,141	129,254,481
分配金		75,827,800	68,373,534
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△18,249,838,921	△17,290,265,582

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	当期 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2024年10月23日現在)	当期 (2025年4月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	26,006,450,668円	24,717,145,462円
期中追加設定元本額	229,001,319円	171,479,748円
期中一部解約元本額	1,518,306,525円	2,514,722,883円
2. 受益権の総数	24,717,145,462口	22,373,902,327口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,249,838,921円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,290,265,582円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期		当期	
	自	2024年4月24日 至 2024年10月23日	自	2024年10月24日 至 2025年4月23日
分配金の計算過程				
		2024年4月24日から 2024年5月23日までの計算期間		2024年10月24日から 2024年11月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額		4,409,156円		11,245,536円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		－円		－円
収益調整金額		535,925,829円		484,775,807円
分配準備積立金額		90,996,846円		74,875,665円
本ファンドの分配対象収益額		631,331,831円		570,897,008円
本ファンドの期末残存口数		25,849,462,813口		23,346,480,286口
10,000口当たり収益分配対象額		244円		244円
10,000口当たり分配金額		5円		5円
収益分配金金額		12,924,731円		11,673,240円
		2024年5月24日から 2024年6月24日までの計算期間		2024年11月26日から 2024年12月23日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額		4,144,615円		－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		－円		－円
収益調整金額		531,913,213円		478,236,169円
分配準備積立金額		81,757,136円		73,362,492円
本ファンドの分配対象収益額		617,814,964円		551,598,661円
本ファンドの期末残存口数		25,650,998,685口		23,027,945,498口
10,000口当たり収益分配対象額		240円		239円
10,000口当たり分配金額		5円		5円
収益分配金金額		12,825,499円		11,513,972円
		2024年6月25日から 2024年7月23日までの計算期間		2024年12月24日から 2025年1月23日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額		24,515,469円		13,806,311円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		－円		－円
収益調整金額		527,164,056円		475,249,767円
分配準備積立金額		72,324,523円		61,362,517円
本ファンドの分配対象収益額		624,004,048円		550,418,595円
本ファンドの期末残存口数		25,416,717,690口		22,878,895,935口
10,000口当たり収益分配対象額		245円		240円
10,000口当たり分配金額		5円		5円
収益分配金金額		12,708,358円		11,439,447円

区分	前期	当期
	自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
	2024年7月24日から 2024年8月23日までの計算期間	2025年1月24日から 2025年2月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	16,821,742円	16,831,041円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	520,432,453円	469,531,585円
分配準備積立金額	82,890,077円	62,877,283円
本ファンドの分配対象収益額	620,144,272円	549,239,909円
本ファンドの期末残存口数	25,084,179,883口	22,598,881,564口
10,000口当たり収益分配対象額	247円	243円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	12,542,089円	11,299,440円
	2024年8月24日から 2024年9月24日までの計算期間	2025年2月26日から 2025年3月24日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	5,160,222円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	517,519,738円	468,017,953円
分配準備積立金額	86,528,758円	68,072,361円
本ファンドの分配対象収益額	609,208,718円	536,090,314円
本ファンドの期末残存口数	24,937,103,709口	22,520,969,003口
10,000口当たり収益分配対象額	244円	238円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	12,468,551円	11,260,484円
	2024年9月25日から 2024年10月23日までの計算期間	2025年3月25日から 2025年4月23日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	13,325,058円	18,647,060円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	513,111,646円	465,070,894円
分配準備積立金額	78,398,144円	56,367,718円
本ファンドの分配対象収益額	604,834,848円	540,085,672円
本ファンドの期末残存口数	24,717,145,462口	22,373,902,327口
10,000口当たり収益分配対象額	244円	241円
10,000口当たり分配金額	5円	5円
収益分配金金額	12,358,572円	11,186,951円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額はAコースに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	当期 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。</p> <p>委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。</p>	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	当期 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2024年10月23日現在)	当期 (2025年4月23日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	147,986,991	△441,712,199
合計	147,986,991	△441,712,199

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	種類	前期 (2024年10月23日現在)				当期 (2025年4月23日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外の 取引	為替予約取引 売建								
	米ドル	6,451,153,940	—	6,544,286,000	△93,132,060	4,883,513,400	—	4,842,720,000	40,793,400
	合計	6,451,153,940	—	6,544,286,000	△93,132,060	4,883,513,400	—	4,842,720,000	40,793,400

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

- ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2024年10月23日現在)	当期 (2025年4月23日現在)
1口当たり純資産額	0.2617円	0.2272円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	米国REITマザーファンド	1,261,314,111	4,838,022,535	
合計			1,261,314,111	4,838,022,535	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)の2024年10月24日から2025年4月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)の2025年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (2024年10月23日現在)	当期 (2025年4月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,245,784,446	770,383,365
親投資信託受益証券		63,975,595,330	50,376,014,746
未収利息		4,939	8,417
流動資産合計		65,221,384,715	51,146,406,528
資産合計		65,221,384,715	51,146,406,528
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		250,702,901	238,159,535
未払解約金		65,678,722	11,170,938
未払受託者報酬		4,468,430	3,832,765
未払委託者報酬		75,404,770	64,677,849
その他未払費用		552,269	560,531
流動負債合計		396,807,092	318,401,618
負債合計		396,807,092	318,401,618
純資産の部			
元本等			
元本		250,702,901,870	238,159,535,871
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△185,878,324,247	△187,331,530,961
(分配準備積立金)		7,827,853,711	7,899,367,502
元本等合計		64,824,577,623	50,828,004,910
純資産合計		64,824,577,623	50,828,004,910
負債純資産合計		65,221,384,715	51,146,406,528

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		316,028	890,781
有価証券売買等損益		10,586,144,897	△8,927,904,334
営業収益合計		10,586,460,925	△8,927,013,553
営業費用			
受託者報酬		27,859,707	26,382,416
委託者報酬		470,132,390	445,203,147
その他費用		3,976,561	3,858,368
営業費用合計		501,968,658	475,443,931
営業利益又は営業損失 (△)		10,084,492,267	△9,402,457,484
経常利益又は経常損失 (△)		10,084,492,267	△9,402,457,484
当期純利益又は当期純損失 (△)		10,084,492,267	△9,402,457,484
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)		4,605,732	△33,387,947
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△205,921,236,915	△185,878,324,247
剰余金増加額又は欠損金減少額		13,016,754,993	10,784,911,753
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		13,016,754,993	10,784,911,753
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,513,918,184	1,416,277,192
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		1,513,918,184	1,416,277,192
分配金		1,539,810,676	1,452,771,738
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△185,878,324,247	△187,331,530,961

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期	当期
	自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	265,930,416,638円	250,702,901,870円
期中追加設定元本額	2,001,791,185円	1,890,126,434円
期中一部解約元本額	17,229,305,953円	14,433,492,433円
2. 受益権の総数	250,702,901,870口	238,159,535,871口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は185,878,324,247円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は187,331,530,961円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期		当期	
	自	至	自	至
分配金の計算過程				
	2024年4月24日から 2024年5月23日までの計算期間		2024年10月24日から 2024年11月25日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	44,821,653円		198,263,538円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円		1,330,507,049円	
収益調整金額	46,176,959,644円		43,410,662,608円	
分配準備積立金額	8,552,603,735円		7,709,907,009円	
本ファンドの分配対象収益額	54,774,385,032円		52,649,340,204円	
本ファンドの期末残存口数	263,532,312,400口		247,399,434,166口	
10,000口当たり収益分配対象額	2,078円		2,128円	
10,000口当たり分配金額	10円		10円	
収益分配金金額	263,532,312円		247,399,434円	
	2024年5月24日から 2024年6月24日までの計算期間		2024年11月26日から 2024年12月23日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	52,309,303円		－円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円		－円	
収益調整金額	45,662,490,517円		42,940,732,103円	
分配準備積立金額	8,229,626,124円		8,881,424,927円	
本ファンドの分配対象収益額	53,944,425,944円		51,822,157,030円	
本ファンドの期末残存口数	260,540,553,953口		244,661,816,983口	
10,000口当たり収益分配対象額	2,070円		2,118円	
10,000口当たり分配金額	10円		10円	
収益分配金金額	260,540,553円		244,661,816円	
	2024年6月25日から 2024年7月23日までの計算期間		2024年12月24日から 2025年1月23日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	250,552,726円		178,751,620円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円		－円	
収益調整金額	45,140,712,503円		42,571,414,372円	
分配準備積立金額	7,919,569,489円		8,550,883,292円	
本ファンドの分配対象収益額	53,310,834,718円		51,301,049,284円	
本ファンドの期末残存口数	257,512,513,841口		242,501,178,859口	
10,000口当たり収益分配対象額	2,070円		2,115円	
10,000口当たり分配金額	10円		10円	
収益分配金金額	257,512,513円		242,501,178円	

区分	前期	当期
	自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
	2024年7月24日から 2024年8月23日までの計算期間	2025年1月24日から 2025年2月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	101,346,429円	111,256,462円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	44,636,086,640円	42,274,086,295円
分配準備積立金額	7,810,909,770円	8,414,221,715円
本ファンドの分配対象収益額	52,548,342,839円	50,799,564,472円
本ファンドの期末残存口数	254,568,608,251口	240,741,746,954口
10,000口当たり収益分配対象額	2,064円	2,110円
10,000口当たり分配金額	10円	10円
収益分配金金額	254,568,608円	240,741,746円
	2024年8月24日から 2024年9月24日までの計算期間	2025年2月26日から 2025年3月24日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	49,791,173円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	44,360,182,577円	42,031,196,502円
分配準備積立金額	7,601,959,419円	8,226,595,060円
本ファンドの分配対象収益額	52,011,933,169円	50,257,791,562円
本ファンドの期末残存口数	252,953,789,867口	239,308,029,798口
10,000口当たり収益分配対象額	2,056円	2,100円
10,000口当たり分配金額	10円	10円
収益分配金金額	252,953,789円	239,308,029円
	2024年9月25日から 2024年10月23日までの計算期間	2025年3月25日から 2025年4月23日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	193,639,839円	197,407,122円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	561,190,715円	－円
収益調整金額	43,974,866,400円	41,838,593,506円
分配準備積立金額	7,323,726,058円	7,940,119,915円
本ファンドの分配対象収益額	52,053,423,012円	49,976,120,543円
本ファンドの期末残存口数	250,702,901,870口	238,159,535,871口
10,000口当たり収益分配対象額	2,076円	2,098円
10,000口当たり分配金額	10円	10円
収益分配金金額	250,702,901円	238,159,535円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額はBコースに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	当期 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	当期 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2024年10月23日現在)	当期 (2025年4月23日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,450,696,993	△4,599,337,896
合計	1,450,696,993	△4,599,337,896

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2024年10月23日現在)	当期 (2025年4月23日現在)
1口当たり純資産額	0.2586円	0.2134円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	米国REITマザーファンド	13,133,460,580	50,376,014,746	
	合計		13,133,460,580	50,376,014,746	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「米国REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		751,896,376	394,265,418
コール・ローン		102,918	104,471
投資証券		70,663,769,002	55,533,374,095
未収配当金		52,242,829	30,875,913
未収利息		—	1
流動資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898
資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		—	—
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本		15,872,758,168	14,589,072,529
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		55,595,252,957	41,369,547,369
元本等合計		71,468,011,125	55,958,619,898
純資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898
負債純資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	17,310,975,367円	15,872,758,168円
期中追加設定元本額	104,228,691円	30,030,781円
期中一部解約元本額	1,542,445,890円	1,313,716,420円
期末元本額	15,872,758,168円	14,589,072,529円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース (毎月分配型、為替ヘッジあり)	1,448,013,624円	1,261,314,111円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり)	36,601,292円	30,165,384円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース (毎月分配型、為替ヘッジなし)	14,208,589,555円	13,133,460,580円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース (年1回決算型、為替ヘッジなし)	179,553,697円	164,132,454円
2. 受益権の総数	15,872,758,168口	14,589,072,529口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。</p> <p>委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。</p>	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2024年4月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	10,850,781,320	△5,730,182,659
合計	10,850,781,320	△5,730,182,659

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
1口当たり純資産額	4.5026円	3.8357円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	124,229	9,473,703.54	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	262,544	9,785,014.88	
		AMERICAN TOWER CORP	18,252	4,033,144.44	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	360,721	7,160,311.85	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	79,950	16,504,878.00	
		BXP INC	119,091	7,613,487.63	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	71,483	8,089,016.28	
		COUSINS PROPERTIES INC	219,888	5,945,771.52	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	167,537	24,944,583.93	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	77,809	12,370,852.91	
		EQUINIX INC	39,712	31,416,957.44	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	176,146	11,218,738.74	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	36,522	10,093,585.14	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	144,086	20,435,717.38	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	80,877	7,567,660.89	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	182,106	2,516,704.92	
		INVITATION HOMES INC	306,824	10,447,357.20	
		IRON MOUNTAIN INC	63,979	5,312,176.37	
		KILROY REALTY CORP	153,430	4,931,240.20	
		KIMCO REALTY CORP	467,496	9,560,293.20	
		PROLOGIS INC	343,711	34,353,914.45	
		PUBLIC STORAGE	50,080	14,857,233.60	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	164,297	5,292,006.37	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	79,781	6,849,198.85	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	20,479	4,739,250.18	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	143,810	21,673,605.10	
		SUN COMMUNITIES INC	33,145	4,022,145.75	
		UDR INC	217,879	9,050,693.66	
		VENTAS INC	219,499	14,989,586.71	
		VICI PROPERTIES INC	576,069	18,992,994.93	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		WELLTOWER INC	248,306	36,563,058.50	
				390,804,884.56	
				(55,533,374,095)	
合計				55,533,374,095	
				(55,533,374,095)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 31銘柄	100.0%	100.0%

- ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）>

（2025年4月30日現在）

I 資産総額	5,170,023,163円
II 負債総額	2,212,126円
III 純資産総額(I - II)	5,167,811,037円
IV 発行済口数	22,366,683,027口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.2310円

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

（2025年4月30日現在）

I 資産総額	51,944,070,733円
II 負債総額	58,169,152円
III 純資産総額(I - II)	51,885,901,581円
IV 発行済口数	238,006,364,826口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.2180円

参考情報

<米国REITマザーファンド>

（2025年4月30日現在）

I 資産総額	58,610,285,352円
II 負債総額	1,304,906,450円
III 純資産総額(I - II)	57,305,378,902円
IV 発行済口数	14,618,539,924口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.9200円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換等
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

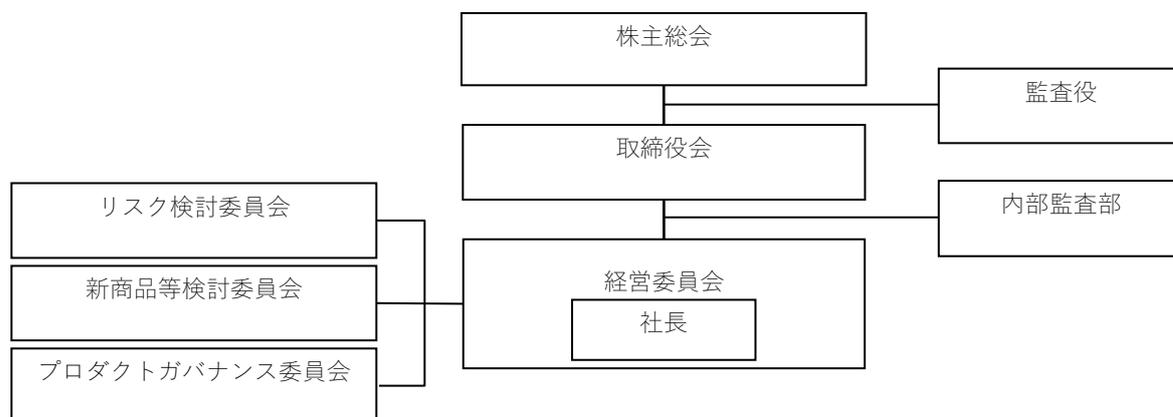
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

プロダクトガバナンス委員会は、経営委員会の監督の下に、お客様本位の業務運営を実現するため、金融商品の組成から償還までのライフサイクル全体を通じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うべく、検証・検討を実施し意思決定を行います。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

- ② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする

多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2025年4月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	152	6,560,117,991,229
単位型株式投資信託	2	99,973,037,080
合計	154	6,660,091,028,309

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田	渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西郷	篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家

としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			4,946,710		11,278,244
短期貸付金			19,628,142		19,786,571
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			592,834		537,495
未収委託者報酬			4,875,665		6,085,927
未収運用受託報酬			1,920,972		2,343,058
未収収益			201,421		203,521
その他流動資産			50,437		870
流動資産計			32,216,196		40,235,703
固定資産					
無形固定資産			8,548,644		8,212,679
ソフトウェア		228,681		519,673	
のれん		2,207,711		2,041,091	
顧客関連資産		6,112,251		5,651,914	
投資その他の資産			694,340		586,283
投資有価証券		103,110		—	
長期差入保証金		34,153		45,976	
繰延税金資産		—		11,828	
その他の投資等		557,076		528,478	
固定資産計			9,242,984		8,798,963
資産合計			41,459,181		49,034,666

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			122,284		112,841
未払金			3,967,292		4,610,160
未払収益分配金		104		116	
未払手数料		2,366,121		2,953,189	
その他未払金		1,601,066		1,656,854	
未払費用	* 1		3,146,802		3,281,418
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			—		4,000,000
未払法人税等			1,670,820		3,340,518
未払消費税等			249,285		755,211
その他流動負債			192,529		211,678
流動負債計			9,349,014		16,311,828
固定負債					
関係会社長期借入金			6,000,000		2,000,000
退職給付引当金			663,465		766,011
長期未払費用	* 1		836,744		755,712
繰延税金負債			297,752		—
固定負債計			7,797,962		3,521,724
負債合計			17,146,976		19,833,553
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			23,430,046		28,321,113
その他利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
繰越利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
株主資本合計			24,310,046		29,201,113
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		2,157		—	
評価・換算差額等合計			2,157		—
純資産合計			24,312,204		29,201,113
負債・純資産合計			41,459,181		49,034,666

(2) 【損益計算書】

期別		第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
科目		注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
経常 損益の 部	営業収益		千円	千円	千円	千円
	委託者報酬			35,160,881		43,361,329
	運用受託報酬	* 2		10,926,362		15,157,326
	その他営業収益	* 2		5,615,660		6,496,003
	営業収益計			51,702,904		65,014,659
	営業費用					
	支払手数料			16,708,347		20,899,519
	支払投資顧問料			189,260		337,352
	広告宣伝費			89,453		92,327
	調査費			12,691,735		15,036,359
	委託調査費	* 2	12,691,735		15,036,359	
	委託計算費			363,368		452,707
	営業雑経費			274,973		277,031
	通信費		25,372		22,357	
	印刷費		208,720		221,405	
	協会費		40,880		33,267	
	営業費用計			30,317,140		37,095,297
	一般管理費					
	給料			7,235,496		7,547,795
	役員報酬		170,682		172,789	
	給料・手当		3,654,509		3,856,810	
	賞与		1,536,034		1,640,402	
	株式従業員報酬	* 1	312,484		367,875	
	その他の報酬		1,561,785		1,509,918	
	交際費			104,600		120,780
	寄付金			57,491		39,390
	旅費交通費			229,808		204,871
	租税公課			184,668		275,669
	退職給付費用			377,860		471,393
	固定資産減価償却費			275,701		512,110
	のれん償却額			83,309		166,619
	事務委託費			3,353,938		3,870,021
	諸経費			1,168,171		1,309,206
一般管理費計			13,071,047		14,517,857	
営業利益			8,314,717		13,401,504	
営業外収益						
受取利息			73,920		103,741	
投資有価証券売却益			—		5,077	
雑益			10,790		—	
営業外収益計			84,710		108,818	
営業外費用						
支払利息	* 2		49,213		89,480	
株式従業員報酬	* 1 * 2		174,444		389,631	
為替差損			4,710		9,946	
雑損			39		—	
営業外費用計			228,408		489,058	
経常利益			8,171,018		13,021,265	
益特 の別 部損	特別損失					
	抱合せ株式消滅差損	* 3		387,764	—	
	特別損失計			387,764	—	
	税引前当期純利益			7,783,253	13,021,265	
	法人税、住民税及び事業税			2,441,436	4,438,826	
	法人税等調整額			△53,734	△308,628	
	当期純利益			5,395,552	8,891,066	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第29期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	—	—	18,914,494	
事業年度中の変動額										
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710	
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204	

第30期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2024年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				△ 4,000,000	△ 4,000,000	△ 4,000,000			△ 4,000,000	
当期純利益				8,891,066	8,891,066	8,891,066			8,891,066	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							(2,157)	(2,157)	△ 2,157	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	4,891,066	4,891,066	4,891,066	(2,157)	(2,157)	4,888,909	
2024年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	28,321,113	28,321,113	29,201,113	—	—	29,201,113	

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。</p>						
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、主な償却年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア（自社利用）</td> <td>3年（社内における利用可能期間）</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>顧客関連資産</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> </table>	ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）	のれん	13年9ヶ月	顧客関連資産	13年9ヶ月
ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）						
のれん	13年9ヶ月						
顧客関連資産	13年9ヶ月						
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>						
<p>4. 収益および費用の計上基準</p>	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>						

	<p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 (2023年12月31日現在)	第30期 (2024年12月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,327,764千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 657,414千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,009,372千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 524,801千円</p>

(損益計算書関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p>
<p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 6,387,241千円</p> <p>その他営業収益 5,193,357千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 12,651,728千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 49,213千円</p> <p>株式従業員報酬 174,444千円</p>	<p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 9,562,227千円</p> <p>その他営業収益 5,697,844千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 14,986,531千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 89,480千円</p> <p>株式従業員報酬 389,631千円</p>
<p>* 3 抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併したことによるものであります。</p>	<p>* 3 抱合せ株式消滅差損 該当事項はありません。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月11日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	2024年6月25日	2024年6月25日

(リース取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	-
資産計	103,110	103,110	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	4,000,000	2,000,000	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券	-	103,110	-	103,110
資産計	-	103,110	-	103,110

第29期
 (自 2023年1月1日
 至 2023年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	—	6,000,000	—	6,000,000
負債計	—	6,000,000	—	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	4,000,000	4,000,000	—
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	—
負債計	6,000,000	6,000,000	—

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	4,000,000	—	—	—	—	—
関係会社長期借入金	—	2,000,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

第30期
 (自 2024年1月1日
 至 2024年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)					第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)												
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>取得原価 (千円)</th> <th>貸借対照 表計上額 (千円)</th> <th>差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの</td> <td>投資証券</td> <td>100,000</td> <td>103,110</td> <td>3,110</td> </tr> </tbody> </table>					区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110	該当事項はありません。		
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)													
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110													
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券												
					売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)										
					105,077	5,077	0										

(デリバティブ取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)																																																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">672,094千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">147,590</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,275</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">28,545</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△86,960</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;">768,545</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">768,545</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△58,119</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;"><u>△46,960</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>663,465</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">147,590</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,275</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10,002</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>15,653</u></td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>180,521</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.21 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円です。</p>	退職給付債務の期首残高	672,094千円	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の発生額	28,545	退職給付の支払額	<u>△86,960</u>	退職給付債務の期末残高	768,545	積立型制度の退職給付債務	768,545	未認識数理計算上の差異	△58,119	未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の費用処理額	10,002	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>	割引率	1.21 %	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">768,545千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">165,949</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">9,266</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">△1,122</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△101,347</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;">841,292</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">841,292</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△43,974</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;"><u>△31,306</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>766,011</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">165,949</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">9,266</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">13,023</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>15,653</u></td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>203,892</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.71 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円です。</p>	退職給付債務の期首残高	768,545千円	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の発生額	△1,122	退職給付の支払額	<u>△101,347</u>	退職給付債務の期末残高	841,292	積立型制度の退職給付債務	841,292	未認識数理計算上の差異	△43,974	未認識過去勤務費用	<u>△31,306</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の費用処理額	13,023	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>	割引率	1.71 %
退職給付債務の期首残高	672,094千円																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の発生額	28,545																																																																
退職給付の支払額	<u>△86,960</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	768,545																																																																
積立型制度の退職給付債務	768,545																																																																
未認識数理計算上の差異	△58,119																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	10,002																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>																																																																
割引率	1.21 %																																																																
退職給付債務の期首残高	768,545千円																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の発生額	△1,122																																																																
退職給付の支払額	<u>△101,347</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	841,292																																																																
積立型制度の退職給付債務	841,292																																																																
未認識数理計算上の差異	△43,974																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△31,306</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	13,023																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>																																																																
割引率	1.71 %																																																																

(税効果会計関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 459,734千円	未払費用 615,370千円
退職給付引当金 203,153	退職給付引当金 234,552
長期未払費用 205,231	長期未払費用 169,646
無形固定資産 225,434	無形固定資産 237,732
その他 481,218	その他 485,141
小計 1,574,771	小計 1,742,444
繰延税金資産合計 1,574,771	繰延税金資産合計 1,742,444
繰延税金負債	繰延税金負債
無形固定資産 △1,871,571	無形固定資産 △1,730,616
その他有価証券評価差額金 △952	小計 △1,730,616
小計 △1,872,523	繰延税金負債合計 △1,730,616
繰延税金負債合計 △1,872,523	繰延税金資産純額 11,828
繰延税金負債純額 △297,752	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.62 %	法定実効税率 30.62 %
(調整)	(調整)
賞与等永久に損金に算入されない項目 1.22 %	賞与等永久に損金に算入されない項目 1.00 %
のれん償却額 0.33 %	のれん償却額 0.39 %
その他 △1.50 %	その他 △0.29 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.68 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.72 %
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容： 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日：株式取得

2023年7月1日：当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金 7,766,200千円
取得原価	7,766,200千円

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

3. 財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
負債合計	3,117,168千円

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年9ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項 (セグメント情報等) に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項 (セグメント情報等) に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
45,201,997	6,500,906	51,702,904

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	43,361,329	15,157,326	6,496,003	65,014,659

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
55,405,220	9,609,439	65,014,659

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収 益	5,193,357		416,318
							運用受託報酬	6,387,241	未払費用	
							委託調査費	12,651,728		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替 (注1) 株式報酬	営業外費用	223,658	未払費用 長期未払 費用 関係会社 長期借入 金	911,446 657,414 6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調達 (注1)	営業外収益	73,909	短期貸付 金	19,628,142
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振替 (注1) 資産の保有等	—	—	未払費用	784,471
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス B.V.	オランダ ハーグ	36 千ユーロ	持株会社	—	株式取得	株式取得	7,766,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

(関連当事者情報)

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	700 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収益	5,697,844		
							運用受託報酬	9,562,227	—	—
							委託調査費	14,986,531		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振替 (注1) 株式報酬	営業外費用	479,111	未払費用	1,009,372
									長期未払費用	524,801
									一年内返済予定の 関係会社 長期借入金	4,000,000
									関係会社 長期借入金	2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第30期
 (自 2024年1月1日
 至 2024年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調 達 (注1)	営業外収益	103,741	短期貸付 金	19,786,571
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振 替 (注1) 資産の保 有等	—	—	未払費用	749,910

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

(1株当たり情報)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
1株当たり純資産額	3,798,781円96銭	1株当たり純資産額	4,562,673円97銭
1株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	1株当たり当期純利益金額	1,389,229円15銭
損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	損益計算書上の当期純利益	8,891,066千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	8,891,066千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド

A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)

信託約款

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

みずほ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)

運用の基本方針

信託約款第 23 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて米国のニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所または米国店頭市場(NASDAQ)において取引されている REIT(不動産投資信託)に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長を目指します。
- ③ 実質外貨建資産は為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とし、MSCI 米国 REIT インデックスを委託者が円ヘッジベースに換算した指数を運用上の参考指標とします。
- ④ 信託財産は、マザーファンドを通じて高水準のインカムを享受しつつ、魅力的なトータル・リターンを追求できる、割安かつ長期的な成長を見込める REIT に投資します。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに REIT の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

2004年2月23日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(毎月23日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みません。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、この信託およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金500億円¹を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド C コース(年1回決算型、為替ヘッジあり)およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド D コース(年1回決算型、為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

¹ 50億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第7項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

- ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500億口²を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総

² 第3条の信託金を1口1円で計算した口数とします。

額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ④ 第 32 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において当該証券会社または登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、なお、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとし、ただし、第 48 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとし、

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の

口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 2.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 2.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 43 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド C コース(年 1 回決算型、為替ヘッジあり)またはゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド D コース(年 1 回決算型、為替ヘッジなし)の受益者が当該信託の受益権の一部解約金をもって取得申込みをする場合の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、かかる取得申込のなされる委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知した場合には、本項の適用はありません。
- ⑥ 第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、前項の規定により、その有する受益権の全部についての一部解約金をもって取得申込みをする場合は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第 1 項により当該証券会社または登録金融機関が定める単位未満でも応じることができるものとします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能と

なった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 [削除]

第17条 [削除]

第18条 [削除]

第19条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者(第 24 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 1 号の証券および第 3 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 4 号の証券および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預 金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 21 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 33 条において同じ。)、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 20 条ならびに第 21 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第 25 条から第 30 条、第 32 条および第 37 条から第 39 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

第 22 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第 23 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 24 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所在地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託内容： REIT の運用の指図(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または第26条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

第27条 [削除]

第28条 [削除]

第 29 条 [削除]

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債につき、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 31 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第 34 条 [削除]

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 36 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 37 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎月 24 日から翌月 23 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2003 年 10 月 27 日から 2004 年 2 月 23 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 45 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 143 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 48 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことによ

り、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第 51 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとし、支払います。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧ [削除]

⑨ [削除]

⑩ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 50 条 受託者は、収益分配金については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日および第 48 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 48 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 51 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約実行の請求日として、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受け付けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が 50 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 第 52 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第 52 条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 51 条第 7 項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 51 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 52 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 53 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 57 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 54 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第 57 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 55 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 56 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 57 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他受託者との協議に基づき委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

- ④ 本条に基づき受託者が辞任したまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第 57 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 58 条 第 52 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況にかかる情報の提供)

第 59 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとしします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003 年 10 月 27 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド

B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

信託約款

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

みずほ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)

運用の基本方針

信託約款第 23 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて米国のニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所または米国店頭市場(NASDAQ)において取引されている REIT(不動産投資信託)に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長を目指します。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、MSCI 米国 REIT インデックスを委託者が円換算した指数を運用上の参考指標とします。
- ④ 信託財産は、マザーファンドを通じて高水準のインカムを享受しつつ、魅力的なトータル・リターンを追求できる、割安かつ長期的な成長を見込める REIT に投資します。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに REIT の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

2004年2月23日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(毎月23日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みません。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、この信託およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)信託約款に規定する信託の合計で金500億円¹を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド C コース(年1回決算型、為替ヘッジあり)およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド D コース(年1回決算型、為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

¹ 50億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第7項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

- ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500億口²を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総

² 第3条の信託金を1口1円で計算した口数とします。

額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ④ 第 32 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において当該証券会社または登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、なお、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとし、ただし、第 48 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとし、

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の

口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 2.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 2.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 43 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド C コース(年 1 回決算型、為替ヘッジあり)またはゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド D コース(年 1 回決算型、為替ヘッジなし)の受益者が当該信託の受益権の一部解約金をもって取得申込みをする場合の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、かかる取得申込のなされる委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知した場合には、本項の適用はありません。
- ⑥ 第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、前項の規定により、その有する受益権の全部についての一部解約金をもって取得申込みをする場合は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第 1 項により当該証券会社または登録金融機関が定める単位未満でも応じることができるものとします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能と

なった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 [削除]

第17条 [削除]

第18条 [削除]

第19条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者(第 24 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 1 号の証券および第 3 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 4 号の証券および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預 金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第33条において同じ。)、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第25条から第30条、第32条および第37条から第39条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

第22条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第24条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所在地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託内容： REITの運用の指図(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または第26条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

第27条 [削除]

第28条 [削除]

第 29 条 [削除]

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債につき、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 31 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第 34 条 [削除]

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 36 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 37 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎月 24 日から翌月 23 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2003 年 10 月 27 日から 2004 年 2 月 23 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 45 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 143 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 48 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 49 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことによ

り、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第 51 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとし、

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧ [削除]

⑨ [削除]

⑩ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 50 条 受託者は、収益分配金については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日および第 48 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 48 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 51 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約実行の請求日として、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受け付けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が 50 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 第 52 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第 52 条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 51 条第 7 項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 51 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 52 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 53 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 57 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 54 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第 57 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 55 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 56 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 57 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他受託者との協議に基づき委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

- ④ 本条に基づき受託者が辞任したまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第 57 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 58 条 第 52 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況にかかる情報の提供)

第 59 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとしします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003 年 10 月 27 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

ゴールドマン・サックス米国REITファンド
愛称：コロンプスの卵

Cコース(年1回決算型、為替ヘッジあり) / Dコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)
追加型投信 / 海外 / 不動産投信

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2025.7.24

(注) 「コロンプスの卵」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うゴールドマン・サックス米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)およびゴールドマン・サックス米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)(以下両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月23日に関東財務局長に提出しており、2025年7月24日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-4587-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 堤 健朗
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	11
3	投資リスク	16
4	手数料等及び税金	21
5	運用状況	25
第2	管理及び運営	36
1	申込（販売）手続等	36
2	換金（解約）手続等	37
3	資産管理等の概要	38
4	受益者の権利等	41
第3	ファンドの経理状況	43
1	財務諸表	46
2	ファンドの現況	89
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	90
第三部	委託会社等の情報	91
第1	委託会社等の概況	91
1	委託会社等の概況	91
2	事業の内容及び営業の概況	92
3	委託会社等の経理状況	93
4	利害関係人との取引制限	122
5	その他	122

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）

ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）

（ファンドの愛称を「コロンプスの卵」とします。）

（以下、両ファンドを総称して「本ファンド」、それぞれを「各コース」といい、必要に応じて以下の通り読み替えます。）

正式名称	本書における表記
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）	Cコース
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）	Dコース

(2) 【国内投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

CコースおよびDコースの合計で2兆円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「コロ卵C」および「コロ卵D」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の

値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

- ① 2.75% (税抜2.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。
- ② スイッチング (乗換え) については、販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金 (解約) されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- ③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2025年7月24日から2026年1月23日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する第一種金融商品取引業者 (委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。) および登録金融機関 (委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) (以下「販売会社」と総称します。) において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、米国REITマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、米国の金融商品取引所に上場されているREIT（不動産投資信託）に分散投資を行い、高水準の配当収益の獲得を図りつつ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	<Cコース>	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	()	ファンド	あり(フルヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	<Dコース>	その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファ	なし	()	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				()
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性 ()	()	中近東 (中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))						
資産複合 ()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産（投資信託証券（不動産投信））・・・目論見書または投資信託約款において、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（フルヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、Cコース、Dコース、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース（毎月分配型、為替ヘッジあり）（以下「Aコース」といいます。）およびゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）（以下「Bコース」といいます。）合わせて、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドを「コロンプスの卵」ということがあります。また、文脈上「本ファンド」および「コロンプスの卵」にマザーファンドを含むことがあります。

本ファンドはAコースおよびBコースとは別のファンドであり、決算頻度および分配方針が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

<ファンドのポイント>

1. 米国に上場されているREIT(リート、不動産投資信託)を主要投資対象とします。

米国リートへの投資を通じて、米国の不動産に間接的に投資する効果が得られます。

2. 米国リートに分散投資を行うことにより、配当収益の獲得を図りつつ、長期的な元本の成長をめざします。

収益分配金を少額に抑えることで、ファンドの長期的な成長をめざします。

3. 為替ヘッジありのCコース、為替ヘッジなしのDコースがあります。

投資目的に応じて、為替ヘッジの有無を選択できます。

4. さまざまなセクターに分散されたMSCI米国REITインデックスを運用上の参考指標とします。

米国リート市場全体に幅広く投資することで、さまざまな種類の不動産に投資するのと同様の効果が期待できます。

※ 本ファンドのCコースはMSCI米国REITインデックス（円ヘッジ・ベース）、DコースはMSCI米国REITインデックス（円ベース）を運用上の参考指標とします。

※ 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、リートの運用を行います。

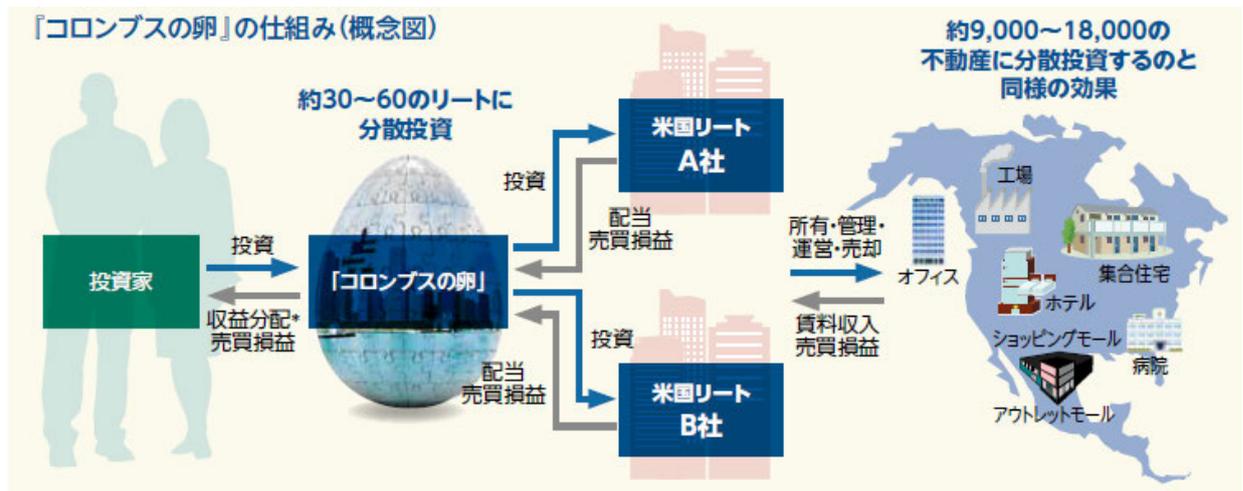
＜コロブスの卵とは＞

「コロブスの卵」とは、米国リートへの投資を通じて、米国の不動産市場*に分散投資するファンドです。米国に上場されている、約150銘柄の米国リートから、割安かつ長期的な成長を見込める30～60銘柄程度に選別投資しています。

このため、1つのリートにつき、300の物件を所有していると仮定すると、約9,000～18,000の不動産物件に投資するのとはほぼ同様の効果を得ることが可能です。

*米国外の不動産物件も一部含まれます。

- 米国リートは、複数の不動産を所有・管理する不動産の専門会社
- 米国リートは、所有物件からの賃料収入が主な収益源で、その多くを配当
- CコースおよびDコースは、米国リートに分散投資を行うことにより、配当収益の獲得を図りつつ、長期的な元本の成長をめざす

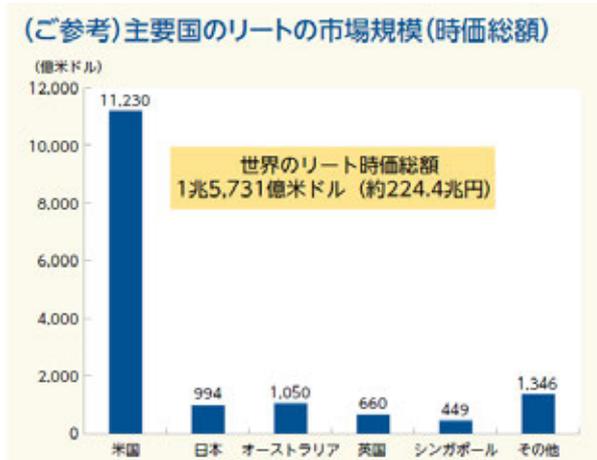


市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

上記は概念図であり、実際の仕組みと異なる場合があります。

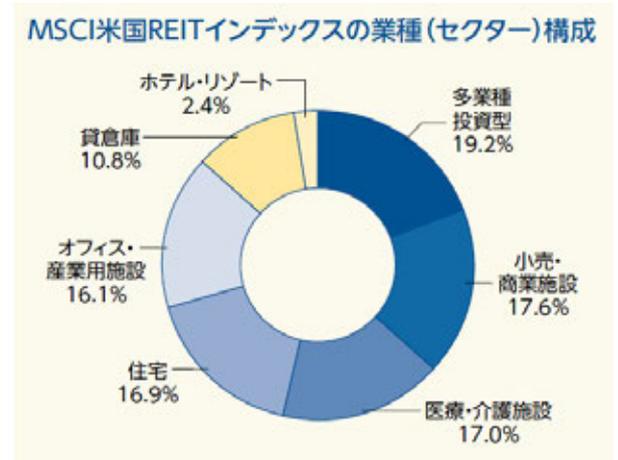
＜米国リート市場＞

米国リートの市場規模は世界最大であり、世界市場の約7割を占めています。また、米国リート市場は、所有されている物件の種類および地域が多様であることが特徴的です。



2025年4月末現在(1米ドル=142.640円で換算)
出所:S&Pグローバル・リート・インデックス

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。



2025年4月末現在

出所:MSCI、ブルームバーグ

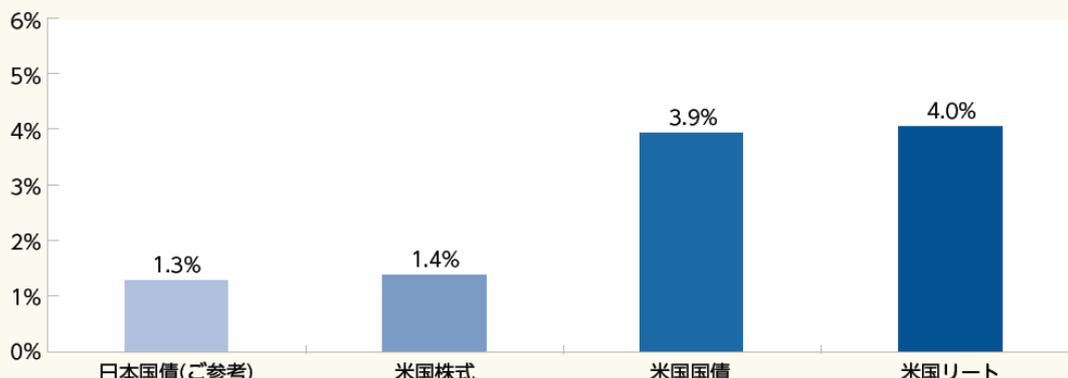
MSCI米国REITインデックスの業種構成は、当該インデックスの構成銘柄に基づきブルームバーグのデータを用いて委託会社が作成。上記の値は四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

<米国リートの配当利回り>

主に賃料収入を収益源とした米国リートの配当利回りは、相対的に高い水準です。

各資産の利回り水準



2025年4月末現在

出所:ブルームバーグ

日本国債:NOMURA-BPI国債

米国株式:S&P500種株価指数

米国リート:MSCI米国REITインデックス

米国国債:ブルームバーグUSTレジャリー・インデックス

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックス配当利回りおよび利回りのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

<米国リートの値動き>

米国リートは値動きの幅が大きいものの、米国株式や米国債券と比較して配当収益が大きく、中長期的には高いリターンを実現してきました。

各資産の値動きの推移(配当・利息含む、米ドルベース)



期間:2000年1月末~2025年4月末(2000年1月末を100として指数化)

出所:ブルームバーグ

米国リート:MSCI米国REITインデックス(配当込み)

米国株式:S&P500種株価指数(配当込み)

米国債券:ブルームバーグUSアグリゲート・インデックス

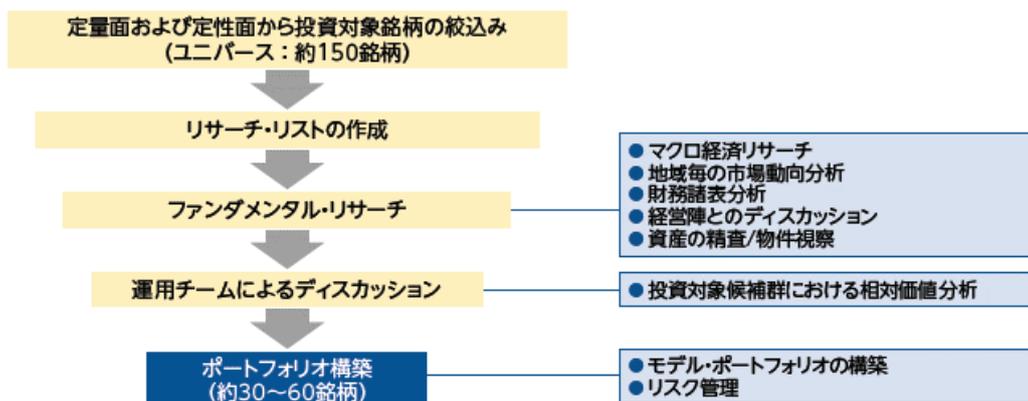
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

実際にはインデックスに直接投資することはできず、また、信託報酬等の諸費用も反映されていないデータであることにご留意ください。

＜ファンドの運用＞

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループに属する米国不動産証券チームが行います。米国不動産証券チームは、ファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームやグローバル債券・通貨運用グループ、ゴールドマン・サックスの不動産投資の担当チームと情報共有を図っており、必要に応じてそれらのリサーチ情報を活用することが可能です。

流動性、財務状況などの定量面、保有不動産や経営陣の質などの定性面から投資対象銘柄の絞込みを行った後、ボトムアップ・アプローチにより銘柄選択を行います。ポートフォリオの構築に際しては、セクターの分散に留意しつつ、割安かつ長期的な成長が期待される銘柄を選択します。



本運用プロセスおよび本運用プロセスにて用いられるリスク管理モデルがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

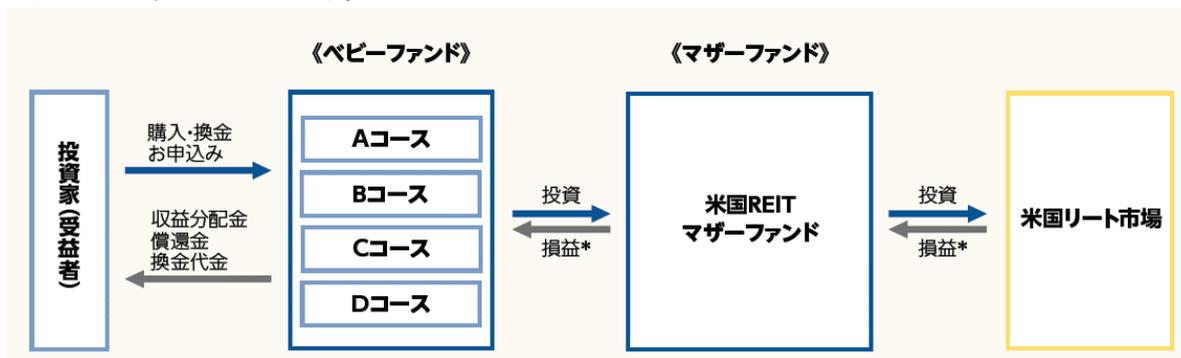
2013年10月23日 本ファンドの信託設定日および運用開始日

(2003年10月27日 マザーファンドの信託設定日および運用開始日)

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし（本ファンドとは別に、AコースおよびBコースがあります。）、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。

本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社はリートの運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社よりリートの運用の指図に関する権限の委託を受けています。

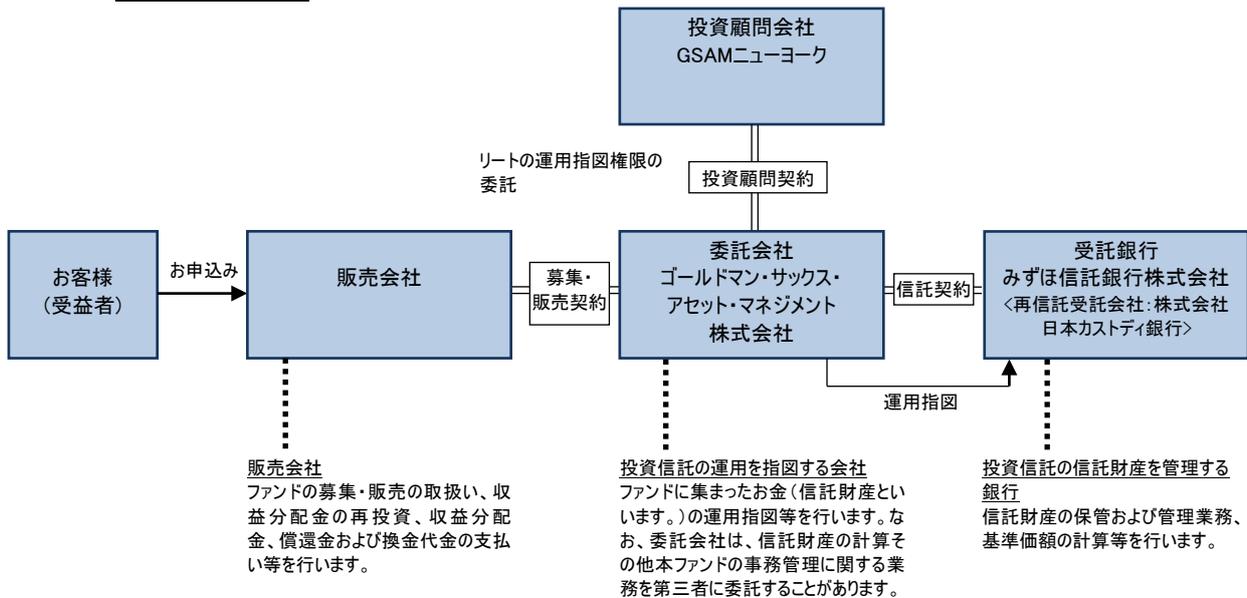
c. 受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2024年12月末現在、グループ全体で2兆8,196億米ドル（約446兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ 本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率を高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ Cコースでは、実質外貨建資産*については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とし、MSCI米国REITインデックス（円ヘッジ・ベース）を運用上の参考指標とします。また、Dコースでは、原則として為替ヘッジを行わず、MSCI米国REITインデックス（円ベース）を運用上の参考指標とします。

* 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ 米国のニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所または米国店頭市場（NASDAQ）において取引されているREIT（不動産投資信託）に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長をめざします。外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
- ・ MSCI米国REITインデックスを委託会社が円換算した指数を運用上の参考指標とします。
- ・ 高水準のインカムを享受しつつ、魅力的なトータル・リターンを追求できる、割安かつ長期的な成長を見込めるREITに投資します。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	リートの運用	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券および3. の証券または証書のうち1. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、4. の証券および5. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

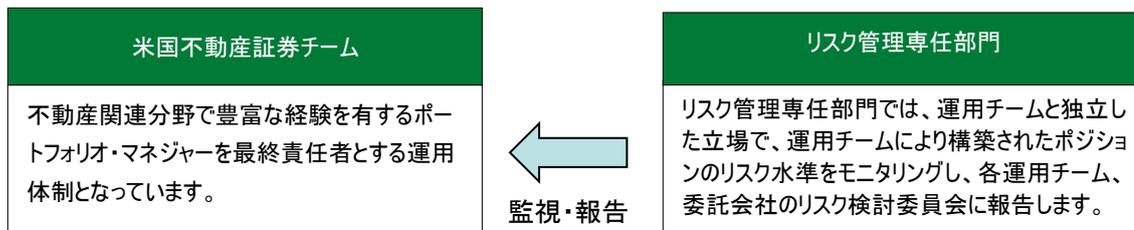
担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループに属する米国不動産証券チームが行います。米国不動産証券チームは、ファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームやグローバル債券・通貨運用グループ、ゴールドマン・サックスの不動産投資の担当チームと情報共有を図っており、必要に応じてそれらのリサーチ情報を活用することが可能です。

また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年10月23日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

本ファンドは収益分配金を少額に抑えることで、長期的な信託財産の成長をめざします。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- ※ 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
- ※ 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ※ 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

<収益分配金に関わる留意点>

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
 2. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
 3. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 4. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 「実質投資割合」とは、投資対象である投資信託証券につき、本ファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 (信託約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

2. 外国為替予約の運用指図 (信託約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

上記において「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3. 資金の借入れ (信託約款第30条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1. リート投資リスク

本ファンドは、米国のリート（不動産投資信託）を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、リート投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、リート等の組入資産の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に米国のリート市場の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。リートへの投資リスクとして、主に以下のものが挙げられます。

イ. 価格変動リスク

一般にリーートの市場価格は、リートに組み入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられるリーートの市場価格は下落する可能性があります。

ロ. 収益性悪化リスク

リートは、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。また、管理コストの上昇、税制・環境・都市整備等に関する法令の変更によるコスト・税金の増大、組入不動産の減失・破損等によっても、収益性が悪化する場合があります。このような場合、収益性の悪化がリーートの市場価格の下落をもたらすこともあります。また、収益性の悪化により、本ファンドが受領するリートからの収益配当分配金が減少することもあります。

ハ. 信用リスク

リーートの資金繰りや収益性の悪化によりリートが清算され、投資した資金を回収できないこともあります。

ニ. 金利リスク

金利の上昇局面では、リートに対する投資価値が相対的に低下し、リーートの市場価格の低下につながる場合があります。また、借入れを行うリートにおいては、金利負担の増大により、収益性が悪化する可能性があります。

ホ. 流動性リスク

リートには、上場企業が発行する株式等に比べて純資産総額が小さく、売買の少ない流動性の低いものが少なくありません。その結果、こうしたリートへの投資はボラティリティ（市場価格のブレ幅を計る指標）が比較的高く、また流動性等の高い株式等に比べ市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があります。

ヘ. マネジメント・リスク、集中投資リスク

リーートの運営・管理および収益性は、リーートのマネジメント能力および資金繰りの状況に依存します。リートによっては、地域的、業種別に分散していない場合があります、よりリスクが高い場合があります。

ト. 追加口数の発行による収益性の希薄化リスク

リートは、追加的に投資口数を発行する場合があります、その場合、投資口数の増大により収益性が希薄化し、1口当たりのリーートの収益性が低下することがあります。

2. 日本以外の国への投資に伴うリスク

本ファンドは、米国のリートを主要な投資対象としますので、これに伴い以下のようなリスクがあります。

イ. 為替変動リスク

本ファンドの主要な投資対象である米国のリートは、原則として米ドル建てとなり、したがって本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないDコースでは為替変動の影響を直接的に受け円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Cコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。（ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が低下します。）

ロ. カントリー・リスク

一般に、特定の国への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等さまざまな要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。とりわけ、本ファンドは米国のリートを主要な投資対象としますので、米国におけるそれらの要因が米国リート市場に悪影響を及ぼし、結果として本ファンドの資産価値に大きな損失を与える可能性があります。

3. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

4. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、CコースについてはMSCI米国REITインデックス（円ヘッジ・ベース）、DコースについてはMSCI米国REITインデックス（円ベース）を運用上の参考指標として運用を行いますが、実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドはAコースおよびBコースとは別のファンドであり、決算頻度および分配方針が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースそれぞれについて、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファ

ンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) について>

外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) (以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する (i) 2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii) 2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および (iii) 2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い (またはその一部) は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定 (以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約 (以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」 (すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人) および (一定の場合) 特定米国人により所有される非米国人 (以下「米国所有外国事業体」といいます。) に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報 (まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売 (お買付代金の預り等を含みます。) について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等 (ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。) に対して、必要

な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

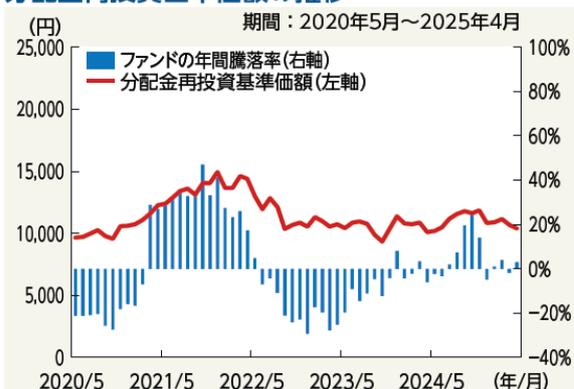
(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

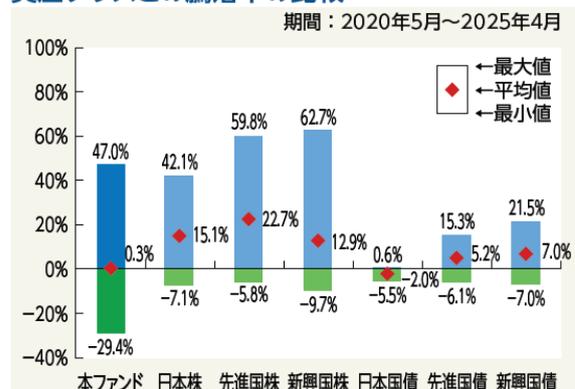
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

Cコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**

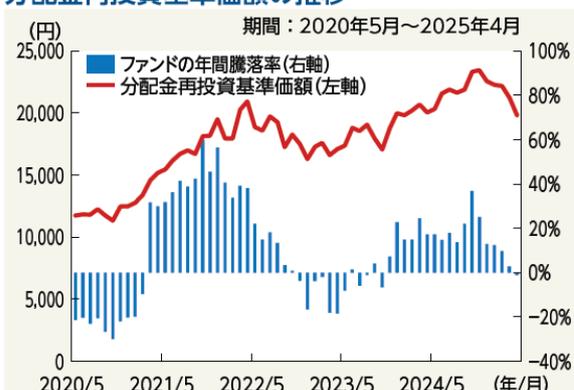


**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



Dコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバースィファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 2.75% (税抜2.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) スイッチング (乗換え) については、販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金 (解約) されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、下記「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金 (解約) 手数料】

換金 (解約) 請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.573% (税抜1.43%) を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.825% (税抜0.75%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.66% (税抜0.6%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.088% (税抜0.08%)

「販売会社の取扱いにかかる純資産総額」とは、CコースおよびDコースの信託財産の純資産総額の合計額のうち、当該販売会社の取扱いに係る金額をいいます。

委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります (ただし、これらに限定されるものではありません。)

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

本ファンドは上場リートを実質的な投資対象としております。当該上場リートは市場の需給により価格形成されるため、費用は表示しておりません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲

渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
Cコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)	1.62%	1.57%	0.05%
Dコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)	1.62%	1.57%	0.05%

- CコースおよびDコースの対象期間は2023年10月24日～2024年10月23日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)>

(2025年4月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	121,136,110	96.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,223,690	3.37
合計(純資産総額)	—	125,359,800	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)>

(2025年4月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	643,399,219	98.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,596,160	1.17
合計(純資産総額)	—	650,995,379	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	56,667,587,994	98.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	637,790,908	1.11
合計(純資産総額)	—	57,305,378,902	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり)>

(2025年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	米国REITマザーファンド	30,902,069	4.4756	138,305,859	3.9200	121,136,110	96.63

種類別及び業種別投資比率 (2025年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	96.63
合計	96.63

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース (年1回決算型、為替ヘッジなし)>

(2025年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	米国REITマザーファンド	164,132,454	4.5026	739,022,788	3.9200	643,399,219	98.83

種類別及び業種別投資比率 (2025年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.83
合計	98.83

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	371,287	14,284.59	5,303,683,855	14,698.96	5,457,535,361	9.52
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	251,723	21,000.80	5,286,385,847	21,596.50	5,436,336,676	9.49
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	40,916	113,056.49	4,625,819,421	121,419.74	4,968,010,102	8.67
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	167,537	21,227.24	3,556,349,331	22,792.66	3,818,614,867	6.66
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	155,581	21,549.09	3,352,630,425	22,354.97	3,478,009,521	6.07
6	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	144,086	20,220.70	2,913,520,226	20,163.67	2,905,303,290	5.07
7	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	576,069	4,700.53	2,707,831,287	4,599.30	2,649,518,875	4.62
8	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	79,950	29,432.15	2,353,100,456	29,537.65	2,361,535,325	4.12
9	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	219,499	9,736.10	2,137,065,377	9,857.28	2,163,665,254	3.78
10	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	50,080	42,296.24	2,118,195,795	41,771.58	2,091,920,942	3.65
11	アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	77,809	22,667.20	1,763,712,499	23,254.59	1,809,416,603	3.16
12	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	176,146	9,080.28	1,599,455,583	9,094.54	1,601,966,896	2.80
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	306,824	4,854.50	1,489,479,716	4,797.48	1,471,982,157	2.57
14	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	36,522	39,402.07	1,439,042,433	39,229.56	1,432,742,034	2.50
15	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	262,544	5,313.58	1,395,049,572	5,225.19	1,371,842,415	2.39
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	128,462	10,854.67	1,394,413,723	10,346.30	1,329,107,020	2.32
17	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	98,108	13,372.55	1,311,954,524	13,401.58	1,314,802,211	2.29
18	アメリカ	投資証券	UDR INC	217,879	5,922.35	1,290,357,395	5,879.58	1,281,038,492	2.24
19	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	71,483	16,133.22	1,153,251,051	16,110.40	1,151,620,438	2.01
20	アメリカ	投資証券	BXP INC	119,091	9,114.50	1,085,454,931	9,284.15	1,105,659,708	1.93
21	アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST INC	360,721	2,830.01	1,020,845,661	2,865.65	1,033,702,659	1.80
22	アメリカ	投資証券	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	79,781	12,239.63	976,490,280	12,456.34	993,779,333	1.73
23	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	193,453	4,620.45	893,841,666	4,758.98	920,640,235	1.61
24	アメリカ	投資証券	COUSINS PROPERTIES INC	219,888	3,855.09	847,688,646	3,903.56	858,347,453	1.50
25	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	63,979	11,837.58	757,356,985	12,584.65	805,153,572	1.41
26	アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	153,430	4,582.19	703,046,915	4,530.87	695,172,090	1.21
27	アメリカ	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	18,747	32,993.54	618,530,071	34,002.94	637,453,210	1.11
28	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	33,145	17,300.86	573,437,319	17,574.60	582,510,246	1.02
29	アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	18,252	31,503.69	575,005,402	31,555.01	575,942,190	1.01
30	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	182,106	1,970.31	358,806,620	2,000.25	364,258,819	0.64

種類別及び業種別投資比率 (2025年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.89
合計	98.89

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース (年1回決算型、為替ヘッジなし) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース (年1回決算型、為替ヘッジなし) >

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<米国REITマザーファンド>

(2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり)>

2025年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第2計算期間末 (2015年10月23日)	27	27	1.1204	1.1204
第3計算期間末 (2016年10月24日)	172	172	1.1880	1.1880
第4計算期間末 (2017年10月23日)	438	438	1.1599	1.1599
第5計算期間末 (2018年10月23日)	179	179	1.1202	1.1202
第6計算期間末 (2019年10月23日)	282	282	1.3310	1.3310
第7計算期間末 (2020年10月23日)	261	261	0.9925	0.9925
第8計算期間末 (2021年10月25日)	236	236	1.3867	1.3867
第9計算期間末 (2022年10月24日)	151	151	1.0131	1.0131
第10計算期間末 (2023年10月23日)	163	163	0.9449	0.9449
第11計算期間末 (2024年10月23日)	164	164	1.1598	1.1598
2024年4月末日	163	—	1.0074	—
5月末日	160	—	1.0181	—
6月末日	162	—	1.0475	—
7月末日	169	—	1.1169	—
8月末日	173	—	1.1543	—
9月末日	178	—	1.1785	—
10月末日	166	—	1.1617	—
11月末日	170	—	1.1841	—
12月末日	151	—	1.0813	—
2025年1月末日	152	—	1.0889	—
2月末日	155	—	1.1127	—
3月末日	128	—	1.0654	—
4月末日	125	—	1.0369	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）>

2025年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第2計算期間末 (2015年10月23日)	766	766	1.4088	1.4088
第3計算期間末 (2016年10月24日)	969	969	1.3022	1.3022
第4計算期間末 (2017年10月23日)	686	686	1.4199	1.4199
第5計算期間末 (2018年10月23日)	435	435	1.3865	1.3865
第6計算期間末 (2019年10月23日)	623	623	1.6295	1.6295
第7計算期間末 (2020年10月23日)	543	543	1.1809	1.1809
第8計算期間末 (2021年10月25日)	848	848	1.7922	1.7922
第9計算期間末 (2022年10月24日)	800	800	1.7430	1.7430
第10計算期間末 (2023年10月23日)	727	727	1.7290	1.7290
第11計算期間末 (2024年10月23日)	824	824	2.2920	2.2920
2024年4月末日	761	—	2.0039	—
5月末日	793	—	2.0337	—
6月末日	809	—	2.1577	—
7月末日	814	—	2.1891	—
8月末日	806	—	2.1643	—
9月末日	799	—	2.1893	—
10月末日	826	—	2.3321	—
11月末日	800	—	2.3452	—
12月末日	758	—	2.2558	—
2025年1月末日	745	—	2.2281	—
2月末日	735	—	2.2173	—
3月末日	697	—	2.1237	—
4月末日	650	—	1.9802	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2014年10月24日～2015年10月23日	0.0000
第3計算期間	2015年10月24日～2016年10月24日	0.0000
第4計算期間	2016年10月25日～2017年10月23日	0.0000
第5計算期間	2017年10月24日～2018年10月23日	0.0000
第6計算期間	2018年10月24日～2019年10月23日	0.0000
第7計算期間	2019年10月24日～2020年10月23日	0.0000
第8計算期間	2020年10月24日～2021年10月25日	0.0000
第9計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	0.0000
第10計算期間	2022年10月25日～2023年10月23日	0.0000
第11計算期間	2023年10月24日～2024年10月23日	0.0000

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2014年10月24日～2015年10月23日	0.0000
第3計算期間	2015年10月24日～2016年10月24日	0.0000
第4計算期間	2016年10月25日～2017年10月23日	0.0000
第5計算期間	2017年10月24日～2018年10月23日	0.0000
第6計算期間	2018年10月24日～2019年10月23日	0.0000
第7計算期間	2019年10月24日～2020年10月23日	0.0000
第8計算期間	2020年10月24日～2021年10月25日	0.0000
第9計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	0.0000
第10計算期間	2022年10月25日～2023年10月23日	0.0000
第11計算期間	2023年10月24日～2024年10月23日	0.0000

③【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）>

期	期間	収益率 (%)
第2計算期間	2014年10月24日～2015年10月23日	4.5
第3計算期間	2015年10月24日～2016年10月24日	6.0
第4計算期間	2016年10月25日～2017年10月23日	△2.4
第5計算期間	2017年10月24日～2018年10月23日	△3.4
第6計算期間	2018年10月24日～2019年10月23日	18.8
第7計算期間	2019年10月24日～2020年10月23日	△25.4
第8計算期間	2020年10月24日～2021年10月25日	39.7
第9計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	△26.9
第10計算期間	2022年10月25日～2023年10月23日	△6.7
第11計算期間	2023年10月24日～2024年10月23日	22.7
第12中間計算期間	2024年10月24日～2025年4月23日	△12.0

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）>

期	期間	収益率 (%)
第2計算期間	2014年10月24日～2015年10月23日	18.4
第3計算期間	2015年10月24日～2016年10月24日	△7.6
第4計算期間	2016年10月25日～2017年10月23日	9.0
第5計算期間	2017年10月24日～2018年10月23日	△2.4
第6計算期間	2018年10月24日～2019年10月23日	17.5
第7計算期間	2019年10月24日～2020年10月23日	△27.5
第8計算期間	2020年10月24日～2021年10月25日	51.8
第9計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	△2.7
第10計算期間	2022年10月25日～2023年10月23日	△0.8
第11計算期間	2023年10月24日～2024年10月23日	32.6
第12中間計算期間	2024年10月24日～2025年4月23日	△15.4

(4) 【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第2計算期間	2014年10月24日～2015年10月23日	27,829,145	33,441,881	24,253,463
第3計算期間	2015年10月24日～2016年10月24日	143,438,558	22,603,458	145,088,563
第4計算期間	2016年10月25日～2017年10月23日	448,883,283	216,213,617	377,758,229
第5計算期間	2017年10月24日～2018年10月23日	46,836,895	263,953,099	160,642,025
第6計算期間	2018年10月24日～2019年10月23日	153,442,372	101,897,635	212,186,762
第7計算期間	2019年10月24日～2020年10月23日	88,866,746	37,997,562	263,055,946
第8計算期間	2020年10月24日～2021年10月25日	66,762,027	159,257,486	170,560,487
第9計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	32,618,401	53,801,781	149,377,107
第10計算期間	2022年10月25日～2023年10月23日	45,982,551	22,480,641	172,879,017
第11計算期間	2023年10月24日～2024年10月23日	29,350,662	59,968,492	142,261,187
第12中間計算期間	2024年10月24日～2025年4月23日	12,312,330	33,627,910	120,945,607

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース (年1回決算型、為替ヘッジなし)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第2計算期間	2014年10月24日～2015年10月23日	563,831,210	169,082,366	543,776,587
第3計算期間	2015年10月24日～2016年10月24日	448,721,644	247,981,937	744,516,294
第4計算期間	2016年10月25日～2017年10月23日	232,778,044	493,501,957	483,792,381
第5計算期間	2017年10月24日～2018年10月23日	145,724,452	315,755,323	313,761,510
第6計算期間	2018年10月24日～2019年10月23日	267,768,195	199,136,725	382,392,980
第7計算期間	2019年10月24日～2020年10月23日	194,034,124	116,510,492	459,916,612
第8計算期間	2020年10月24日～2021年10月25日	277,973,983	264,538,488	473,352,107
第9計算期間	2021年10月26日～2022年10月24日	218,704,858	232,597,183	459,459,782
第10計算期間	2022年10月25日～2023年10月23日	58,213,824	96,672,749	421,000,857
第11計算期間	2023年10月24日～2024年10月23日	78,151,087	139,465,334	359,686,610
第12中間計算期間	2024年10月24日～2025年4月23日	17,378,720	48,834,581	328,230,749

(参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

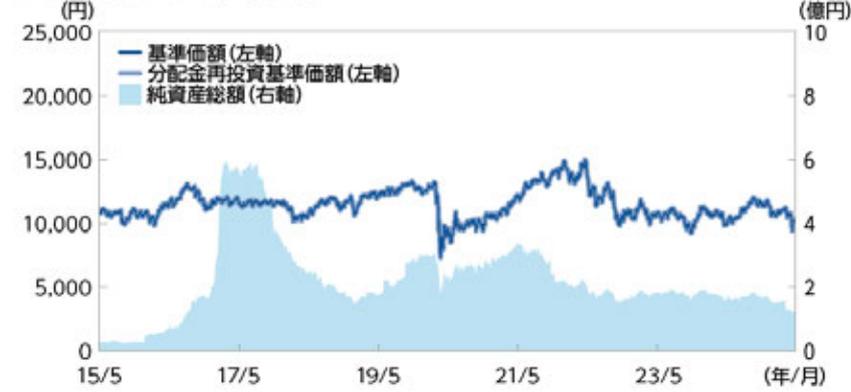
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年4月30日現在

Cコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移

2015年5月1日～2025年4月30日



基準価額・純資産総額

基準価額	10,369円
純資産総額	1.3億円

**期間別騰落率
(分配金再投資)**

期間	ファンド
1ヵ月	-2.68%
3ヵ月	-4.78%
6ヵ月	-10.74%
1年	2.93%
3年	-27.83%
5年	7.41%
設定来	3.69%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万円当たりの値です。

分配の推移(1万円当たり、税引前)

決算日	20/10/23	21/10/25	22/10/24	23/10/23	24/10/23	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

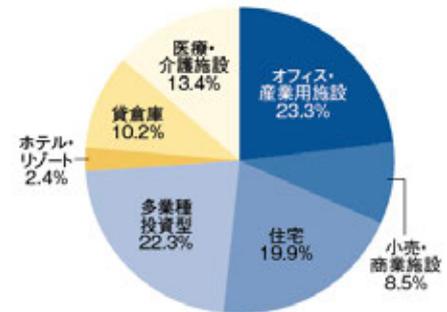
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

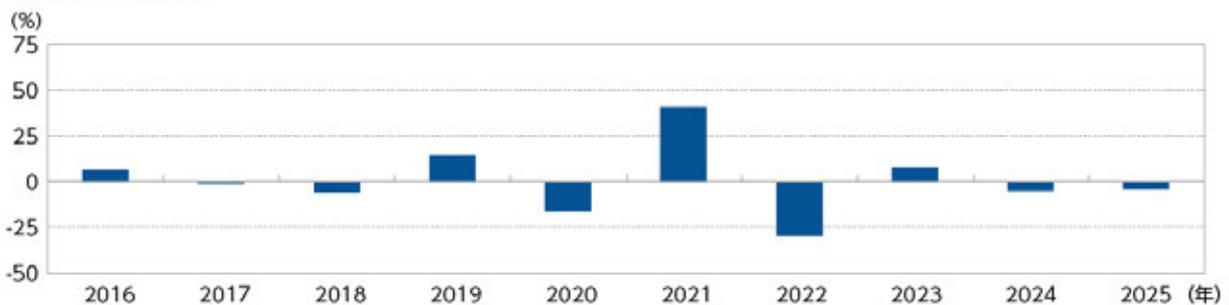
	銘柄名	業種	比率
1	プロロジス	オフィス・産業用施設	9.2%
2	ウェルタワー	医療・介護施設	9.2%
3	エクイニクス	多業種投資型	8.4%
4	デジタル・リアルティ・トラスト	多業種投資型	6.4%
5	サイモン・プロパティ・グループ	小売・商業施設	5.9%
6	エクストラ・スペース・ストレージ	貸倉庫	4.9%
7	VICIプロパティーズ	多業種投資型	4.5%
8	アバロンベイ・コミュニティーズ	住宅	4.0%
9	ペンタス	医療・介護施設	3.6%
10	パブリック・ストレージ	貸倉庫	3.5%

業種別比率*



*上記はマザーファンドに基づくデータであり、現金等を除いたデータです。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

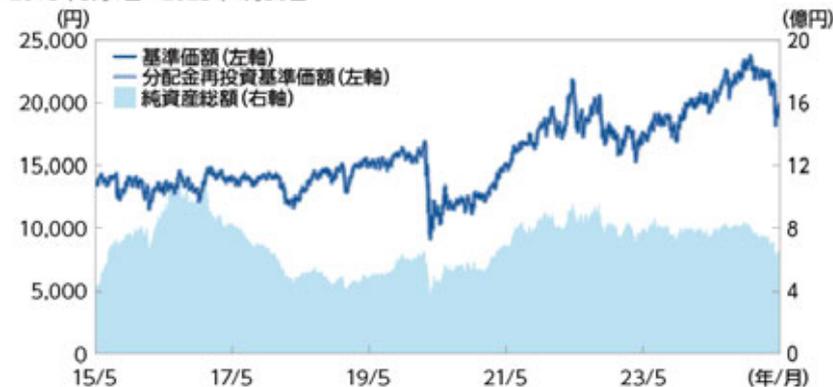
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年4月30日現在

Dコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移

2015年5月1日～2025年4月30日



基準価額・純資産総額

基準価額	19,802円
純資産総額	6.5億円

**期間別騰落率
(分配金再投資)**

期間	ファンド
1ヵ月	-6.76%
3ヵ月	-11.13%
6ヵ月	-15.09%
1年	-1.18%
3年	-5.44%
5年	69.47%
設定来	98.02%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	20/10/23	21/10/25	22/10/24	23/10/23	24/10/23	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

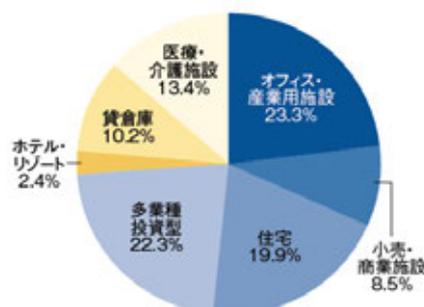
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

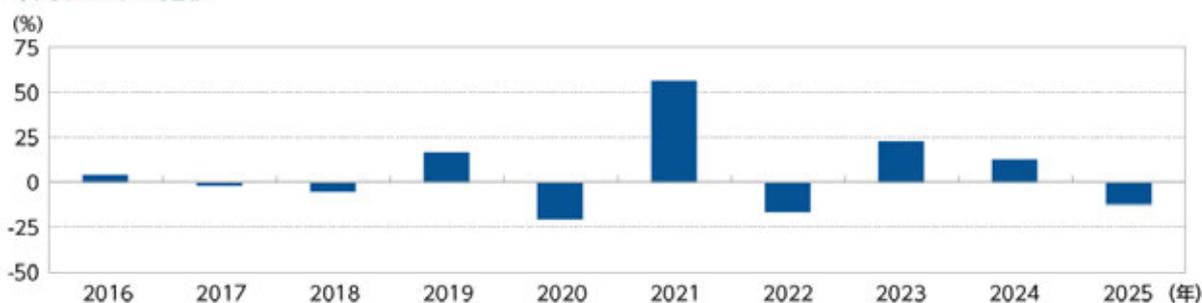
	銘柄名	業種	比率
1	プロロジス	オフィス・産業用施設	9.4%
2	ウェルタワ	医療・介護施設	9.4%
3	エクイニクス	多業種投資型	8.6%
4	デジタル・リアルティートラスト	多業種投資型	6.6%
5	サイモン・プロパティーズグループ	小売・商業施設	6.0%
6	エクストラ・スペース・ストレージ	貸倉庫	5.0%
7	VICIプロパティーズ	多業種投資型	4.6%
8	アパロンベイ・コミュニティーズ	住宅	4.1%
9	ペンタス	医療・介護施設	3.7%
10	パブリック・ストレージ	貸倉庫	3.6%

業種別比率*



*上記はマザーファンドに基づくデータであり、現金等を除いたデータです。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の原則として午後3時30分*²までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「ニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「コロ卵C」および「コロ卵D」）。

(4) お買付単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記(3)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) スイッチング（乗換え）については、販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の原則として午後3時30分*²までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、1口単位とします。販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「コロ卵C」および「コロ卵D」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。また、委託会社の判断により、一定の金額を超えるご換金の場合には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「コロ卵C」および「コロ卵D」）。年1回（10月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2013年10月23日から開始し、期限はありません。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は毎年10月24日から翌年10月23日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2014年10月23日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

- ① 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースについて、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、当該コースについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ② 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託会社は、①および②の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ ③の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本④において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ ③の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつ

て行います。

- ⑥ ③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、③から⑤までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記 b. に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、「受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）」、「受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記 b. に定める手続を準用します。）」、「委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

b. 約款変更等

- ① 委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本 b. 「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、①の事項（①の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ③ ②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ ②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ ①から⑥までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。た

だし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

l. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目に販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込

んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）及びゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) Cコース及びDコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2023年10月24日から2024年10月23日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)の2023年10月24日から2024年10月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)の2024年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		10,315,313	8,922,259
親投資信託受益証券		158,526,915	164,800,977
未収利息		—	35
流動資産合計		168,842,228	173,723,271
資産合計		168,842,228	173,723,271
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		462,054	2,360,490
未払金		3,548,948	25,735
未払解約金		7,111	4,974,547
未払受託者報酬		79,483	74,243
未払委託者報酬		1,341,244	1,252,676
未払利息		22	—
その他未払費用		45,043	42,064
流動負債合計		5,483,905	8,729,755
負債合計		5,483,905	8,729,755
純資産の部			
元本等			
元本		172,879,017	142,261,187
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△9,520,694	22,732,329
(分配準備積立金)		26,969,504	22,955,384
元本等合計		163,358,323	164,993,516
純資産合計		163,358,323	164,993,516
負債純資産合計		168,842,228	173,723,271

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第10期 自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		21	2,430
有価証券売買等損益		3,536,338	50,998,369
為替差損益		△14,235,106	△12,844,949
営業収益合計		△10,698,747	38,155,850
営業費用			
支払利息		4,052	1,511
受託者報酬		154,889	152,215
委託者報酬		2,613,652	2,568,374
その他費用		93,710	92,200
営業費用合計		2,866,303	2,814,300
営業利益又は営業損失 (△)		△13,565,050	35,341,550
経常利益又は経常損失 (△)		△13,565,050	35,341,550
当期純利益又は当期純損失 (△)		△13,565,050	35,341,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)		956,157	8,210,583
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		1,960,463	△9,520,694
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,584,280	5,122,056
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		—	2,556,067
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		3,584,280	2,565,989
剰余金減少額又は欠損金増加額		544,230	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		544,230	—
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△9,520,694	22,732,329

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期 自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 2022年10月23日が休業日のため、当計算期間期首は2022年10月25日としております。	—————

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	149,377,107円	172,879,017円
期中追加設定元本額	45,982,551円	29,350,662円
期中一部解約元本額	22,480,641円	59,968,492円
2. 受益権の総数	172,879,017口	142,261,187口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,520,694円であります。	—————

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第10期		第11期	
	自	2022年10月25日	自	2023年10月24日
	至	2023年10月23日	至	2024年10月23日
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		2,466,271円		4,428,076円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額		－円		－円
収益調整金額		49,634,416円		44,623,964円
分配準備積立金額		24,503,233円		18,527,308円
本ファンドの分配対象収益額		76,603,920円		67,579,348円
本ファンドの期末残存口数		172,879,017口		142,261,187口
10,000口当たり収益分配対象額		4,431円		4,750円
10,000口当たり分配金額		－円		－円
収益分配金金額		－円		－円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額はCコースに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期 自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。</p> <p>委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,742,785	38,914,493
合計	1,742,785	38,914,493

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	第10期 (2023年10月23日現在)				第11期 (2024年10月23日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建								
	米ドル	157,666,096	—	158,128,150	△462,054	163,508,510	—	165,869,000	△2,360,490
	合計	157,666,096	—	158,128,150	△462,054	163,508,510	—	165,869,000	△2,360,490

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
1口当たり純資産額	0.9449円	1.1598円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	米国REITマザーファンド	36,601,292	164,800,977	
合計			36,601,292	164,800,977	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)の2023年10月24日から2024年10月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)の2024年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		18,211,143	22,994,220
親投資信託受益証券		716,528,681	808,458,476
未収利息		—	91
流動資産合計		734,739,824	831,452,787
資産合計		734,739,824	831,452,787
負債の部			
流動負債			
未払解約金		413,776	563,183
未払受託者報酬		348,988	351,602
未払委託者報酬		5,889,217	5,933,222
未払利息		38	—
その他未払費用		197,994	199,475
流動負債合計		6,850,013	7,047,482
負債合計		6,850,013	7,047,482
純資産の部			
元本等			
元本		421,000,857	359,686,610
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		306,888,954	464,718,695
(分配準備積立金)		96,452,173	207,091,881
元本等合計		727,889,811	824,405,305
純資産合計		727,889,811	824,405,305
負債純資産合計		734,739,824	831,452,787

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第10期	第11期
		自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		91	7,617
有価証券売買等損益		10,876,590	234,169,447
営業収益合計		10,876,681	234,177,064
営業費用			
支払利息		13,026	3,168
受託者報酬		693,438	692,379
委託者報酬		11,701,707	11,683,731
その他費用		393,405	392,808
営業費用合計		12,801,576	12,772,086
営業利益又は営業損失 (△)		△1,924,895	221,404,978
経常利益又は経常損失 (△)		△1,924,895	221,404,978
当期純利益又は当期純損失 (△)		△1,924,895	221,404,978
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)		5,012,046	40,107,639
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		341,366,183	306,888,954
剰余金増加額又は欠損金減少額		44,264,102	81,234,660
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		44,264,102	81,234,660
剰余金減少額又は欠損金増加額		71,804,390	104,702,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		71,804,390	104,702,258
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		306,888,954	464,718,695

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期 自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 2022年10月23日が休業日のため、当計算期間期首は2022年10月25日としております。	—————

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	459,459,782円	421,000,857円
期中追加設定元本額	58,213,824円	78,151,087円
期中一部解約元本額	96,672,749円	139,465,334円
2. 受益権の総数	421,000,857口	359,686,610口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第10期		第11期	
	自	2022年10月25日	自	2023年10月24日
	至	2023年10月23日	至	2024年10月23日
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		9,381,486円		21,826,667円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額		－円		118,023,944円
収益調整金額		217,714,825円		257,626,814円
分配準備積立金額		87,070,687円		67,241,270円
本ファンドの分配対象収益額		314,166,998円		464,718,695円
本ファンドの期末残存口数		421,000,857口		359,686,610口
10,000口当たり収益分配対象額		7,462円		12,920円
10,000口当たり分配金額		－円		－円
収益分配金金額		－円		－円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額はDコースに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期 自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。</p> <p>委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,662,026	205,445,339
合計	7,662,026	205,445,339

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第10期 (2023年10月23日現在)	第11期 (2024年10月23日現在)
1口当たり純資産額	1.7290円	2.2920円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	米国REITマザーファンド	179,553,697	808,458,476	
	合計		179,553,697	808,458,476	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「米国REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2023年10月23日現在)	(2024年10月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		675,015,510	751,896,376
コール・ローン		103,617	102,918
投資証券		63,909,459,326	70,663,769,002
未収配当金		66,855,162	52,242,829
流動資産合計		64,651,433,615	71,468,011,125
資産合計		64,651,433,615	71,468,011,125
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		—	—
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本		19,419,492,396	15,872,758,168
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		45,231,941,219	55,595,252,957
元本等合計		64,651,433,615	71,468,011,125
純資産合計		64,651,433,615	71,468,011,125
負債純資産合計		64,651,433,615	71,468,011,125

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2023年10月23日現在)	(2024年10月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	22,696,155,949円	19,419,492,396円
期中追加設定元本額	268,387,900円	166,761,080円
期中一部解約元本額	3,545,051,453円	3,713,495,308円
期末元本額	19,419,492,396円	15,872,758,168円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース (毎月分配型、為替ヘッジあり)	1,817,988,439円	1,448,013,624円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり)	47,617,120円	36,601,292円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース (毎月分配型、為替ヘッジなし)	17,338,661,353円	14,208,589,555円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース (年1回決算型、為替ヘッジなし)	215,225,484円	179,553,697円
2. 受益権の総数	19,419,492,396口	15,872,758,168口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。</p> <p>委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2022年10月25日 至 2023年10月23日	自 2023年10月24日 至 2024年10月23日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2023年10月23日現在)	(2024年10月23日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	△7,748,822,050	10,850,781,320
合計	△7,748,822,050	10,850,781,320

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として4月24日から10月23日、及び10月24日から翌年4月23日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2023年10月23日現在)	(2024年10月23日現在)
1口当たり純資産額	3,3292円	4,5026円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	112,234	13,240,244.98	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	299,659	11,434,987.44	
		AMERICAN TOWER CORP	79,573	17,622,236.58	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	286,680	7,533,950.40	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	94,096	21,145,253.12	
		BXP INC	141,097	12,250,041.54	
		COUSINS PROPERTIES INC	247,000	7,671,820.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	147,235	24,330,583.75	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	82,641	14,894,387.43	
		EQUINIX INC	46,410	40,765,151.70	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	179,652	12,340,295.88	
		EQUITY RESIDENTIAL	77,393	5,738,690.95	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	35,988	10,558,879.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	129,996	21,598,835.40	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	91,561	10,470,915.96	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	352,539	6,201,161.01	
		INVITATION HOMES INC	475,608	16,180,184.16	
		KILROY REALTY CORP	192,110	8,068,620.00	
		KIMCO REALTY CORP	631,542	15,182,269.68	
		PROLOGIS INC	302,916	36,028,829.04	
		PUBLIC STORAGE	81,614	27,334,160.88	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	192,937	8,614,637.05	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	80,455	8,632,016.95	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	43,725	10,557,838.50	
		SUN COMMUNITIES INC	35,201	4,764,455.35	
		TERRENO REALTY CORP	168,397	10,659,530.10	
		UDR INC	263,247	11,653,944.69	
VENTAS INC	252,871	16,398,684.35			
VICI PROPERTIES INC	628,418	20,593,257.86			
WELLTOWER INC	264,142	34,362,232.78			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計				466,828,096.73	
				(70,663,769,002)	
合計				70,663,769,002	
				(70,663,769,002)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 30銘柄	100.0%	100.0%

- ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

- (1) ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）及びゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) Cコース及びDコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間（2024年10月24日から2025年4月23日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)の2024年10月24日から2025年4月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)の2025年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年10月24日から2025年4月23日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報

の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

【ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）】

(1) 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	第11期 (2024年10月23日現在)	第12期中間計算期間 (2025年4月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,922,259	4,019,788
親投資信託受益証券		164,800,977	115,705,363
派生商品評価勘定		—	971,780
未収入金		—	3,996,342
未収利息		35	43
流動資産合計		173,723,271	124,693,316
資産合計		173,723,271	124,693,316
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,360,490	—
未払金		25,735	—
未払解約金		4,974,547	106,284
未払受託者報酬		74,243	65,864
未払委託者報酬		1,252,676	1,111,463
その他未払費用		42,064	37,318
流動負債合計		8,729,755	1,320,929
負債合計		8,729,755	1,320,929
純資産の部			
元本等			
元本		142,261,187	120,945,607
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		22,732,329	2,426,780
(分配準備積立金)		22,955,384	17,833,317
元本等合計		164,993,516	123,372,387
純資産合計		164,993,516	123,372,387
負債純資産合計		173,723,271	124,693,316

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第11期中間計算期間 自 2023年10月24日 至 2024年4月23日	第12期中間計算期間 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		168	6,336
有価証券売買等損益		22,629,514	△20,295,534
為替差損益		△11,289,550	3,807,684
営業収益合計		11,340,132	△16,481,514
営業費用			
支払利息		1,511	—
受託者報酬		77,972	65,864
委託者報酬		1,315,698	1,111,463
その他費用		44,196	88,024
営業費用合計		1,439,377	1,265,351
営業利益又は営業損失 (△)		9,900,755	△17,746,865
経常利益又は経常損失 (△)		9,900,755	△17,746,865
中間純利益又は中間純損失 (△)		9,900,755	△17,746,865
一部解約に伴う中間純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う中間純損失金額 の分配額 (△)		3,607,968	△1,313,326
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△9,520,694	22,732,329
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,537,288	1,457,428
中間一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		1,387,798	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		1,149,490	1,457,428
剰余金減少額又は欠損金増加額		—	5,329,438
中間一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		—	5,329,438
分配金		—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		△690,619	2,426,780

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日	第12期中間計算期間 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (2024年10月23日現在)	第12期中間計算期間 (2025年4月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	172,879,017円	142,261,187円
期中追加設定元本額	29,350,662円	12,312,330円
期中一部解約元本額	59,968,492円	33,627,910円
2. 受益権の総数	142,261,187口	120,945,607口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	第11期 (2024年10月23日現在)				第12期中間計算期間 (2025年4月23日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建 米ドル	163,508,510	—	165,869,000	△2,360,490	117,083,780	—	116,112,000	971,780
	合計	163,508,510	—	165,869,000	△2,360,490	117,083,780	—	116,112,000	971,780

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第11期 (2024年10月23日現在)	第12期中間計算期間 (2025年4月23日現在)
1口当たり純資産額	1.1598円	1.0201円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)の2024年10月24日から2025年4月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)の2025年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年10月24日から2025年4月23日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報

の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	第11期 (2024年10月23日現在)	第12期中間計算期間 (2025年4月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		22,994,220	12,877,505
親投資信託受益証券		808,458,476	629,562,853
未収利息		91	140
流動資産合計		831,452,787	642,440,498
資産合計		831,452,787	642,440,498
負債の部			
流動負債			
未払解約金		563,183	71,455
未払受託者報酬		351,602	327,163
未払委託者報酬		5,933,222	5,520,885
その他未払費用		199,475	185,611
流動負債合計		7,047,482	6,105,114
負債合計		7,047,482	6,105,114
純資産の部			
元本等			
元本		359,686,610	328,230,749
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		464,718,695	308,104,635
(分配準備積立金)		207,091,881	179,611,255
元本等合計		824,405,305	636,335,384
純資産合計		824,405,305	636,335,384
負債純資産合計		831,452,787	642,440,498

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第11期中間計算期間 自 2023年10月24日 至 2024年4月23日	第12期中間計算期間 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		358	16,371
有価証券売買等損益		100,776,322	△110,219,723
営業収益合計		100,776,680	△110,203,352
営業費用			
支払利息		3,168	—
受託者報酬		340,777	327,163
委託者報酬		5,750,509	5,520,885
その他費用		193,333	185,611
営業費用合計		6,287,787	6,033,659
営業利益又は営業損失 (△)		94,488,893	△116,237,011
経常利益又は経常損失 (△)		94,488,893	△116,237,011
中間純利益又は中間純損失 (△)		94,488,893	△116,237,011
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)		16,911,474	△958,787
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		306,888,954	464,718,695
剰余金増加額又は欠損金減少額		34,471,830	21,760,329
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		34,471,830	21,760,329
剰余金減少額又は欠損金増加額		56,601,832	63,096,165
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		56,601,832	63,096,165
分配金		—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		362,336,371	308,104,635

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日	第12期中間計算期間 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (2024年10月23日現在)	第12期中間計算期間 (2025年4月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	421,000,857円	359,686,610円
期中追加設定元本額	78,151,087円	17,378,720円
期中一部解約元本額	139,465,334円	48,834,581円
2. 受益権の総数	359,686,610口	328,230,749口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第11期 自 2023年10月24日 至 2024年10月23日	第12期中間計算期間 自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第11期 (2024年10月23日現在)	第12期中間計算期間 (2025年4月23日現在)
1口当たり純資産額	2,2920円	1,9387円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「米国REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		751,896,376	394,265,418
コール・ローン		102,918	104,471
投資証券		70,663,769,002	55,533,374,095
未収配当金		52,242,829	30,875,913
未収利息		—	1
流動資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898
資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		—	—
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本		15,872,758,168	14,589,072,529
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		55,595,252,957	41,369,547,369
元本等合計		71,468,011,125	55,958,619,898
純資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898
負債純資産合計		71,468,011,125	55,958,619,898

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023年10月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	19,419,492,396円	15,872,758,168円
期中追加設定元本額	166,761,080円	30,030,781円
期中一部解約元本額	3,713,495,308円	1,313,716,420円
期末元本額	15,872,758,168円	14,589,072,529円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドAコース (毎月分配型、為替ヘッジあり)	1,448,013,624円	1,261,314,111円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース (年1回決算型、為替ヘッジあり)	36,601,292円	30,165,384円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドBコース (毎月分配型、為替ヘッジなし)	14,208,589,555円	13,133,460,580円
ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース (年1回決算型、為替ヘッジなし)	179,553,697円	164,132,454円
2. 受益権の総数	15,872,758,168口	14,589,072,529口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2023年10月24日 至 2024年10月23日	自 2024年10月24日 至 2025年4月23日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2024年10月23日現在)	(2025年4月23日現在)
1口当たり純資産額	4,5026円	3,8357円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドCコース（年1回決算型、為替ヘッジあり）>

（2025年4月30日現在）

I 資産総額	246,760,207円
II 負債総額	121,400,407円
III 純資産総額(I - II)	125,359,800円
IV 発行済口数	120,895,819口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.0369円

<ゴールドマン・サックス 米国REITファンドDコース（年1回決算型、為替ヘッジなし）>

（2025年4月30日現在）

I 資産総額	651,226,660円
II 負債総額	231,281円
III 純資産総額(I - II)	650,995,379円
IV 発行済口数	328,749,790口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.9802円

参考情報

<米国REITマザーファンド>

（2025年4月30日現在）

I 資産総額	58,610,285,352円
II 負債総額	1,304,906,450円
III 純資産総額(I - II)	57,305,378,902円
IV 発行済口数	14,618,539,924口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.9200円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換等
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

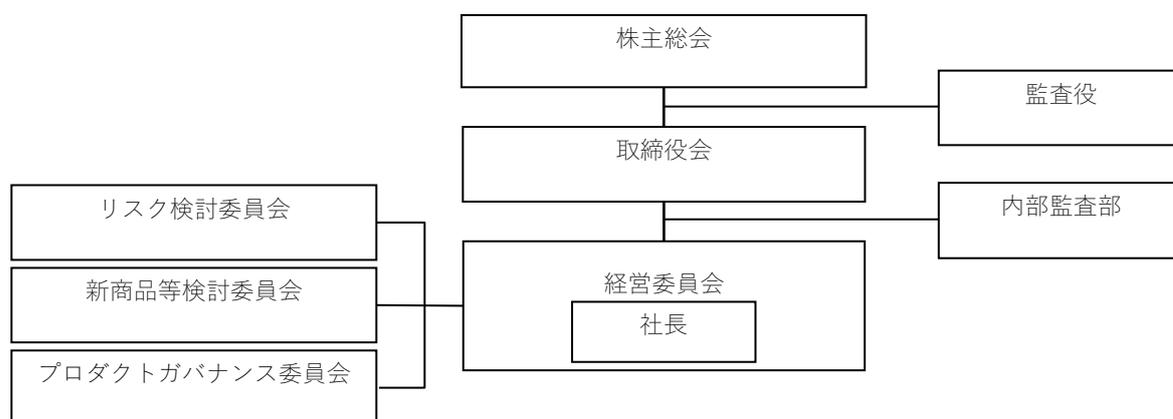
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の配分方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

プロダクトガバナンス委員会は、経営委員会の監督の下に、お客様本位の業務運営を実現するため、金融商品の組成から償還までのライフサイクル全体を通じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うべく、検証・検討を実施し意思決定を行います。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

- ② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする

多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2025年4月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	152	6,560,117,991,229
単位型株式投資信託	2	99,973,037,080
合計	154	6,660,091,028,309

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田	渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西郷	篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家

としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			4,946,710		11,278,244
短期貸付金			19,628,142		19,786,571
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			592,834		537,495
未収委託者報酬			4,875,665		6,085,927
未収運用受託報酬			1,920,972		2,343,058
未収収益			201,421		203,521
その他流動資産			50,437		870
流動資産計			32,216,196		40,235,703
固定資産					
無形固定資産			8,548,644		8,212,679
ソフトウェア		228,681		519,673	
のれん		2,207,711		2,041,091	
顧客関連資産		6,112,251		5,651,914	
投資その他の資産			694,340		586,283
投資有価証券		103,110		—	
長期差入保証金		34,153		45,976	
繰延税金資産		—		11,828	
その他の投資等		557,076		528,478	
固定資産計			9,242,984		8,798,963
資産合計			41,459,181		49,034,666

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			122,284		112,841
未払金			3,967,292		4,610,160
未払収益分配金		104		116	
未払手数料		2,366,121		2,953,189	
その他未払金		1,601,066		1,656,854	
未払費用	* 1		3,146,802		3,281,418
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			—		4,000,000
未払法人税等			1,670,820		3,340,518
未払消費税等			249,285		755,211
その他流動負債			192,529		211,678
流動負債計			9,349,014		16,311,828
固定負債					
関係会社長期借入金			6,000,000		2,000,000
退職給付引当金			663,465		766,011
長期未払費用	* 1		836,744		755,712
繰延税金負債			297,752		—
固定負債計			7,797,962		3,521,724
負債合計			17,146,976		19,833,553
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			23,430,046		28,321,113
その他利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
繰越利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
株主資本合計			24,310,046		29,201,113
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		2,157		—	
評価・換算差額等合計			2,157		—
純資産合計			24,312,204		29,201,113
負債・純資産合計			41,459,181		49,034,666

(2) 【損益計算書】

期別		第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
科目		注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
経常 損益の 部	営業収益		千円	千円	千円	千円
	委託者報酬			35,160,881		43,361,329
	運用受託報酬	* 2		10,926,362		15,157,326
	その他営業収益	* 2		5,615,660		6,496,003
	営業収益計			51,702,904		65,014,659
	営業費用					
	支払手数料			16,708,347		20,899,519
	支払投資顧問料			189,260		337,352
	広告宣伝費			89,453		92,327
	調査費			12,691,735		15,036,359
	委託調査費	* 2	12,691,735			15,036,359
	委託計算費			363,368		452,707
	営業雑経費			274,973		277,031
	通信費		25,372			22,357
	印刷費		208,720			221,405
	協会費		40,880			33,267
	営業費用計			30,317,140		37,095,297
	一般管理費					
	給料			7,235,496		7,547,795
	役員報酬		170,682			172,789
	給料・手当		3,654,509			3,856,810
	賞与		1,536,034			1,640,402
	株式従業員報酬	* 1	312,484			367,875
	その他の報酬		1,561,785			1,509,918
	交際費			104,600		120,780
	寄付金			57,491		39,390
	旅費交通費			229,808		204,871
	租税公課			184,668		275,669
	退職給付費用			377,860		471,393
	固定資産減価償却費			275,701		512,110
	のれん償却額			83,309		166,619
	事務委託費			3,353,938		3,870,021
	諸経費			1,168,171		1,309,206
一般管理費計			13,071,047		14,517,857	
営業利益			8,314,717		13,401,504	
営業外収益						
受取利息			73,920		103,741	
投資有価証券売却益			—		5,077	
雑益			10,790		—	
営業外収益計			84,710		108,818	
営業外費用						
支払利息	* 2		49,213		89,480	
株式従業員報酬	* 1 * 2		174,444		389,631	
為替差損			4,710		9,946	
雑損			39		—	
営業外費用計			228,408		489,058	
経常利益			8,171,018		13,021,265	
益特 の別 部損	特別損失					
	抱合せ株式消滅差損	* 3		387,764	—	
	特別損失計			387,764	—	
	税引前当期純利益			7,783,253	13,021,265	
	法人税、住民税及び事業税			2,441,436	4,438,826	
	法人税等調整額			△53,734	△308,628	
	当期純利益			5,395,552	8,891,066	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第29期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	—	—	18,914,494	
事業年度中の変動額										
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710	
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204	

第30期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2024年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				△ 4,000,000	△ 4,000,000	△ 4,000,000			△ 4,000,000	
当期純利益				8,891,066	8,891,066	8,891,066			8,891,066	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							(2,157)	(2,157)	△ 2,157	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	4,891,066	4,891,066	4,891,066	(2,157)	(2,157)	4,888,909	
2024年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	28,321,113	28,321,113	29,201,113	—	—	29,201,113	

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。</p>						
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、主な償却年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア（自社利用）</td> <td>3年（社内における利用可能期間）</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>顧客関連資産</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> </table>	ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）	のれん	13年9ヶ月	顧客関連資産	13年9ヶ月
ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）						
のれん	13年9ヶ月						
顧客関連資産	13年9ヶ月						
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>						
<p>4. 収益および費用の計上基準</p>	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>						

	<p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 (2023年12月31日現在)	第30期 (2024年12月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,327,764千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 657,414千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,009,372千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 524,801千円</p>

(損益計算書関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p>
<p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 6,387,241千円</p> <p>その他営業収益 5,193,357千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 12,651,728千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 49,213千円</p> <p>株式従業員報酬 174,444千円</p>	<p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 9,562,227千円</p> <p>その他営業収益 5,697,844千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 14,986,531千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 89,480千円</p> <p>株式従業員報酬 389,631千円</p>
<p>* 3 抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併したことによるものであります。</p>	<p>* 3 抱合せ株式消滅差損 該当事項はありません。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月11日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	2024年6月25日	2024年6月25日

(リース取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	-
資産計	103,110	103,110	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	4,000,000	2,000,000	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券	-	103,110	-	103,110
資産計	-	103,110	-	103,110

第29期
 (自 2023年1月1日
 至 2023年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	—	6,000,000	—	6,000,000
負債計	—	6,000,000	—	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	4,000,000	4,000,000	—
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	—
負債計	6,000,000	6,000,000	—

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	4,000,000	—	—	—	—	—
関係会社長期借入金	—	2,000,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	—	4,000,000	—	4,000,000
関係会社長期借入金	—	2,000,000	—	2,000,000
負債計	—	6,000,000	—	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)					第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの		
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	該当事項はありません。		
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110			
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券		
					売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
					105,077	5,077	0

(デリバティブ取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)																																																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">672,094千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">147,590</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,275</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">28,545</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△86,960</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;">768,545</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">768,545</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△58,119</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;"><u>△46,960</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>663,465</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">147,590</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,275</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10,002</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>15,653</u></td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>180,521</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.21 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円です。</p>	退職給付債務の期首残高	672,094千円	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の発生額	28,545	退職給付の支払額	<u>△86,960</u>	退職給付債務の期末残高	768,545	積立型制度の退職給付債務	768,545	未認識数理計算上の差異	△58,119	未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の費用処理額	10,002	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>	割引率	1.21 %	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">768,545千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">165,949</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">9,266</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">△1,122</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△101,347</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;">841,292</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">841,292</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△43,974</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;"><u>△31,306</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>766,011</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">165,949</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">9,266</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">13,023</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>15,653</u></td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>203,892</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.71 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円です。</p>	退職給付債務の期首残高	768,545千円	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の発生額	△1,122	退職給付の支払額	<u>△101,347</u>	退職給付債務の期末残高	841,292	積立型制度の退職給付債務	841,292	未認識数理計算上の差異	△43,974	未認識過去勤務費用	<u>△31,306</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の費用処理額	13,023	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>	割引率	1.71 %
退職給付債務の期首残高	672,094千円																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の発生額	28,545																																																																
退職給付の支払額	<u>△86,960</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	768,545																																																																
積立型制度の退職給付債務	768,545																																																																
未認識数理計算上の差異	△58,119																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	10,002																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>																																																																
割引率	1.21 %																																																																
退職給付債務の期首残高	768,545千円																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の発生額	△1,122																																																																
退職給付の支払額	<u>△101,347</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	841,292																																																																
積立型制度の退職給付債務	841,292																																																																
未認識数理計算上の差異	△43,974																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△31,306</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	13,023																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>																																																																
割引率	1.71 %																																																																

(税効果会計関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 459,734千円	未払費用 615,370千円
退職給付引当金 203,153	退職給付引当金 234,552
長期未払費用 205,231	長期未払費用 169,646
無形固定資産 225,434	無形固定資産 237,732
その他 481,218	その他 485,141
小計 1,574,771	小計 1,742,444
繰延税金資産合計 1,574,771	繰延税金資産合計 1,742,444
繰延税金負債	繰延税金負債
無形固定資産 △1,871,571	無形固定資産 △1,730,616
その他有価証券評価差額金 △952	小計 △1,730,616
小計 △1,872,523	繰延税金負債合計 △1,730,616
繰延税金負債合計 △1,872,523	繰延税金資産純額 11,828
繰延税金負債純額 △297,752	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.62 %	法定実効税率 30.62 %
(調整)	(調整)
賞与等永久に損金に算入されない項目 1.22 %	賞与等永久に損金に算入されない項目 1.00 %
のれん償却額 0.33 %	のれん償却額 0.39 %
その他 △1.50 %	その他 △0.29 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.68 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.72 %
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容： 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日：株式取得

2023年7月1日：当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金 7,766,200千円
-------	----------------

取得原価	7,766,200千円
------	-------------

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

3. 財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
負債合計	3,117,168千円

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年9ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項 (セグメント情報等) に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項 (セグメント情報等) に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
45,201,997	6,500,906	51,702,904

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	43,361,329	15,157,326	6,496,003	65,014,659

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
55,405,220	9,609,439	65,014,659

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収 益	5,193,357		
							運用受託報酬	6,387,241	未払費用	416,318
							委託調査費	12,651,728		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替 (注1) 株式報酬	営業外費用	223,658	未払費用 長期未払 費用 関係会社 長期借入 金	911,446 657,414 6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期
 (自 2023年1月1日
 至 2023年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調達 (注1)	営業外収益	73,909	短期貸付 金	19,628,142
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振替 (注1) 資産の保有等	—	—	未払費用	784,471
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス B.V.	オランダ ハーグ	36 千ユーロ	持株会社	—	株式取得	株式取得	7,766,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

(関連当事者情報)

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	700 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収益	5,697,844		
							運用受託報酬	9,562,227	—	—
							委託調査費	14,986,531		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振替 (注1) 株式報酬	営業外費用	479,111	未払費用	1,009,372
									長期未払費用	524,801
									一年内返済予定の 関係会社 長期借入金	4,000,000
									関係会社 長期借入金	2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第30期
 (自 2024年1月1日
 至 2024年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調達 (注1)	営業外収益	103,741	短期貸付 金	19,786,571
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振替 (注1) 資産の保有等	—	—	未払費用	749,910

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)
 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)
 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)
 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

(1株当たり情報)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
1株当たり純資産額	3,798,781円96銭	1株当たり純資産額	4,562,673円97銭
1株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	1株当たり当期純利益金額	1,389,229円15銭
損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	損益計算書上の当期純利益	8,891,066千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	8,891,066千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド

Cコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)

信託約款

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

みずほ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
C コース(年1回決算型、為替ヘッジあり)

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて米国のニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所または米国店頭市場(NASDAQ)において取引されている REIT(不動産投資信託)に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長を目指します。
- ③ 実質外貨建資産は為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とし、MSCI 米国 REIT インデックスを委託者が円ヘッジベースに換算した指数を運用上の参考指標とします。
- ④ 信託財産は、マザーファンドを通じて高水準のインカムを享受しつつ、魅力的なトータル・リターンを追求できる、割安かつ長期的な成長を見込める REIT に投資します。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに REIT の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年 1 回決算を行い、毎計算期末(毎年 10 月 23 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
C コース(年 1 回決算型、為替ヘッジあり)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受託者は、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、この信託およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド D コース(年 1 回決算型、為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金 500 億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド D コース(年 1 回決算型、為替ヘッジなし)、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金 2 兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第7項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託の当初設定のため委託者が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において 1 口

単位もしくは1円単位または当該販売会社が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。))の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第39条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。))の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に2.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、1円に2.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、販売会社と別に定めるゴールドマン・サックス米国REITファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。))にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。))を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、ゴールドマン・サックス米国REITファンドDコース(年1回決算型、為替ヘッジなし)、ゴールドマン・サックス米国REITファンドAコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)またはゴールドマン・サックス米国REITファンドBコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)の受益者が当該信託の受益権の一部解約金をもって取得申込みをする場合の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、かかる取得申込のなされる販売会社が委託者に対して通知した場合には、本項の適用はありません。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、前項の規定により、その有する受益権の全部についての一部解約金をもって取得申込みをする場合は、販売会社は、第1項により当該販売会社が定める単位未満でも応じることができるものとします。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権

- ハ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きま
す。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者(第 21 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。)
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 1 号の証券および第 3 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 4 号の証券および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第24条において同じ。)、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(投資顧問顧客との間の取引等)

第19条 委託者は、法令上認められる場合に限り、信託財産と(i)委託者もしくは委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)委託者もしくはかかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 21 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

所 在 地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

委託内容： REIT の運用の指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(投資信託証券の登録の管理)

第25条 信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 24 日から翌年 10 月 23 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 10 月 23 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 36 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けるときに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合には、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 143 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 前項の規定にかかわらず、販売会社は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 42 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払については、委託者は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整

されるものとし、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

- ⑧ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一販売会社が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 40 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 39 条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日ならびに第 39 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 42 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約の実行の請求日として、1 口単位もしくは 1 円単位または販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 50 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることににより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。この場合において、第 44 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があ

るときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができません。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 50 条 この信託は、受益者が第 42 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 44 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 51 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況にかかる情報の提供)

第 52 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により受益者します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年10月23日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド

D コース(年1回決算型、為替ヘッジなし)

信託約款

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

みずほ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
D コース(年1回決算型、為替ヘッジなし)

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて米国のニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所または米国店頭市場(NASDAQ)において取引されている REIT(不動産投資信託)に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長を目指します。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、MSCI 米国 REIT インデックスを委託者が円換算した指数を運用上の参考指標とします。
- ④ 信託財産は、マザーファンドを通じて高水準のインカムを享受しつつ、魅力的なトータル・リターンを追求できる、割安かつ長期的な成長を見込める REIT に投資します。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに REIT の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポー

ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年 1 回決算を行い、毎計算期末(毎年 10 月 23 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド
D コース(年1回決算型、為替ヘッジなし)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受託者は、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、この信託およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド C コース(年1回決算型、為替ヘッジあり)信託約款に規定する信託の合計で金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド C コース(年1回決算型、為替ヘッジあり)、ゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド A コース(毎月分配型、為替ヘッジあり)およびゴールドマン・サックス 米国 REIT ファンド B コース(毎月分配型、為替ヘッジなし)信託約款に規定する信託の合計で金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第7項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託の当初設定のため委託者が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において 1 口

単位もしくは1円単位または当該販売会社が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第39条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に2.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、1円に2.5%を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、販売会社と別に定めるゴールドマン・サックス米国REITファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、ゴールドマン・サックス米国REITファンドCコース(年1回決算型、為替ヘッジあり)、ゴールドマン・サックス米国REITファンドAコース(毎月分配型、為替ヘッジあり)またはゴールドマン・サックス米国REITファンドBコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)の受益者が当該信託の受益権の一部解約金をもって取得申込みをする場合の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、かかる取得申込のなされる販売会社が委託者に対して通知した場合には、本項の適用はありません。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、前項の規定により、その有する受益権の全部についての一部解約金をもって取得申込みをする場合は、販売会社は、第1項により当該販売会社が定める単位未満でも応じることができるものとします。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権

- ハ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きま
す。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者(第 21 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として米国 REIT マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。)
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 1 号の証券および第 3 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 4 号の証券および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第24条において同じ。)、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(投資顧問顧客との間の取引等)

第19条 委託者は、法令上認められる場合に限り、信託財産と(i)委託者もしくは委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)委託者もしくはかかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 21 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

所 在 地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

委託内容： REIT の運用の指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(投資信託証券の登録の管理)

第25条 信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 24 日から翌年 10 月 23 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2014 年 10 月 23 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 36 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けるときに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合には、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の143の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 前項の規定にかかわらず、販売会社は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 42 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払については、委託者は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整

されるものとし、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

- ⑧ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一販売会社が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 40 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 39 条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日ならびに第 39 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 42 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約の実行の請求日として、1 口単位もしくは 1 円単位または販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 50 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。この場合において、第 44 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があ

るときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができません。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 50 条 この信託は、受益者が第 42 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 44 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 51 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況にかかる情報の提供)

第 52 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年10月23日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社